

「事務・事業の在り方に関する意見」の実施状況

社会保障	1
教育・文化	14
公共事業	23
産業振興	58
治安その他	68

平成15年5月7日

地方分権改革推進会議

社会保障

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(1) 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進 総合化等が可能な範囲の周知徹底【平成 14 年度中に実施】</p> <p>保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能となっている。</p> <p>住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方公共団体の取組みを支援するため、これらの事務所の統合等が可能である旨の通知を平成 14 年度中に発出し、周知徹底を図る。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>都道府県等に、保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能である旨の通知を下記の通り発出し、周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について」(平成 15 年 3 月 28 日付厚生労働省健康局総務課長通知) ・「保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所の統合等について」(平成 15 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知) ・「児童相談所運営指針の改正について」(平成 14 年 12 月 12 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ・「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 	
<p>総合化・統合化事例の集積と紹介【平成 15 年度中に実施】</p> <p>地方の総合行政に関する取組みについて、平成 15 年度に調査を行い、効果を上げている事例を事例集として地方公共団体向けに公表することにより、地方の総合行政に関する取組みの参考に供する。</p>	<p>平成 15 年度中に、保健所や福祉事務所等の統合の実例やその効果等、地方の総合行政に関する取組みについての調査を行うことを予定。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>教育・警察行政との連携・人事交流【逐次実施】</p> <p>福祉行政が教育行政や警察行政などと連携を図りながら施策を進める必要性が高まっていることから、特別支援教育（教育上特別な支援を要する障害のある児童生徒に対する教育）児童虐待などの分野を中心としてこれらの行政分野との連携を更に進め、福祉行政の活性化を図る。</p>	<p>虐待の背景は多岐に渡ることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</p> <p>このため、教育、警察関係省庁はもとより幅広い関係府省及び全国レベルの関係 24 団体により構成される「児童虐待対策協議会」を設置し、また、住民に身近な市町村域での関係機関の緊密な協力連携体制の整備が極めて重要であることから、教育・警察等を含めた市町村域でのネットワークを構築し、連携の強化に努めているところ。</p> <p>【直近の開催状況】 第 5 回 平成 14 年 11 月 26 日</p>	
<p>児童虐待等についての市町村の役割の強化【平成 17 年度までを目途に検討・結論】</p> <p>件数が大幅に増加している児童虐待等については、都道府県、政令指定都市に置かれる児童相談所を中心として対応がなされているが、児童虐待の防止等に関する法律の見直し結果（平成 16 年秋を目途）も踏まえ、児童虐待の早期発見、発生予防等を進める観点から、市町村の役割の強化について検討を行い、平成 17 年度までを目途に結論を得る。</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律の附則において、「この法律の施行後 3 年後（即ち平成 15 年 11 月）を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定されている。</p> <p>このため、法施行後の状況について、医療、保健、福祉、法律等の専門的見地から制度全般にわたり解決すべき課題について整理し検討を行うこととし、社会保障審議会児童部会に児童虐待の防止等に関する専門委員会を設置し、市町村の役割強化等について、平成 14 年 12 月から検討を行っており、平成 15 年 6 月を目途に専門委員会において報告書を取りまとめることとしている。なお、専門委員会の議論も踏まえつつ 10 月を目途に児童部会において児童福祉制度全般についての見直しの基本的な方向性を取りまとめる予定。</p> <p>【開催状況】第 1 回 平成 14 年 12 月 3 日 第 2 回 平成 15 年 1 月 29 日</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>〔幼保一元問題〕 事例の紹介、厚生労働・文部科学省間協議の継続【逐次実施】 地方の幼稚園・保育所の運営の参考に供するために、幼稚園と保育所の連携事例について平成 14 年 4 月からインターネットによる事例紹介を行っているが、今後、一体的運営・施設の統合の事例紹介などについて充実を図るとともに、施設・職員の配置基準等についても地方からの具体的要望を受け、幼保の一体的運営を可能な限り容易にする方向で厚生労働、文部科学両省の協議を進めていく。</p>	<p>厚生労働省と文部科学省との間で保育所と幼稚園の連携や資格の相互取得の促進等について協議を進めているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年 5 月現在、保育所と幼稚園の共用化施設数は 171 件（累計）である。 ・平成 14 年 12 月、「幼稚園と保育所の連携事例集」を作成し、関係者に配布した。 	
<p>幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等【平成 15 年度中に検討・一定の結論】 幼稚園教諭、保育士の養成課程については、両資格を取得しやすくなるよう見直された新カリキュラムが平成 14 年度から施行されているが、資格の一元化に向けた動きを一層促進する観点から、幼稚園教諭資格を持つ者が保育士資格を取得しやすくする方法について、平成 15 年度中に検討し早期に結論を得る。</p> <p>また、当会議としては、次に述べる制度の一元化の環境整備を図る観点から、両資格の一元化等に向けた更なる検討を強く求める。</p>	<p>幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の 8 科目の筆記試験のうち、例えば、「教育原理」など幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必要な習得科目に含まれている科目については試験を免除することについて、厚生労働省と文部科学省との間で協議を進め、平成 15 年度に措置する。</p>	
<p>幼稚園・保育所の制度の一元化【継続的検討】 地域における幼保の一体的運営の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼保の制度そのものの一元化について検討を行う。</p> <p>当会議としては、地方からの強い一元化要望や地域における子供の養育の実態等に鑑み、本件については根本にある児童福祉法等に基づく国の関与の在り方にまで遡って検討を行い、同時に補助負担事業見直しの側面から保育所運営費負担金制度等の見直しも念頭に置くべきと考える。</p>	<p>構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、近年の少子化や過疎化の進行により、幼児数の減少、幼児同士の活動の機会の減少等の事情にある地域において、以下の措置を認めている。</p> <p>[文部科学省・平成 15 年 4 月申請受付] 満 3 歳になる年度の初めから幼稚園に入園できる特例 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例</p> <p>[厚生労働省・平成 15 年 10 月申請受付予定] 保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任</p>	<p>保育所運営費負担金 4,220 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(2)民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築</p> <p>公設民営に関する周知【平成15年度に実施】</p> <p>社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、平成15年度にその調査結果を地方公共団体に対して周知を行うことにより地方公共団体による多様な公立施設の運営を支援する。</p> <p>この他、PFI制度を活用した公設民営については、まだ実績が少ないことから、地方公共団体向けのマニュアル等の作成、担当者を集めた研修会の開催などを継続的に行うことにより地方の取組みの参考に供する。</p>	<p>社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、その調査結果を地方公共団体に対して周知を行うこととしている。</p> <p>また、地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月)において保育所の公設民営方式の促進に関して、これまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を図った。</p>	
<p>民間主体の一層の事業参入【逐次実施】</p> <p>在宅福祉やケアハウス、保育所などNPOや民間企業の参入が可能となっている分野において、地方からの要望も踏まえ、多様な事業主体による多様なサービス供給が行われるよう支援を行っていく。</p>	<p>地方公共団体がPFI方式を活用して在宅福祉サービス関連施設を整備することを支援するため、平成14年度補正予算において、老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等にかかる補助方式を拡大した。</p> <p>また、地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月)において、認可保育所の設置主体や施設基準について、これまでの規制緩和措置を周知徹底したところ。</p>	
<p>保育所の公設民営の促進【措置済み】</p> <p>平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社等による保育所の運営を可能にするとともに、平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨を児童福祉法に規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。</p>	<p>【措置済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃した。 ・平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。 ・平成14年3月に、公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示した。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催した。 ・地方公共団体を対象とした担当者会議(平成15年3月)において保育所の公設民営方式の促進に関して、これまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を図った。 ・公設民営保育所設置件数406件【累計】(平成14年8月末現在) 	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】 民間企業等によるケアハウスの設置・運営を可能にするとともに、平成 13 年度第 1 次補正予算において、P F I 法に基づく選定事業者が公設民営型ケアハウスの設置を行う場合の買取り費用について国庫補助の対象としている。</p>	<p>【措置済み】 現在、東京都杉並区・中央区、千葉県市川市、愛知県高浜市において、P F I 方式を活用して民間企業がケアハウスの整備を行う具体的なプロジェクトが進行中。</p>	
<p>水道事業に関する業務委託【措置済み】 平成 14 年 4 月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としている。</p>	<p>【措置済み】 平成 14 年度には、厚生労働大臣認可事業者において 4 件の業務委託が行われた。</p>	
<p>(3) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し 〔行政組織に関する必置規制の見直し〕 児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討【平成16年を目途に検討・結論】 児童福祉サービスの提供体制について、都道府県や政令指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、平成 13 年 12 月から社会保障審議会児童部会で行われている議論を踏まえながら子どもを取り巻く環境の変化に対応するよう見直しを進め、平成 16 年を目途に結論を得る。</p>	<p>児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数は、本年度は概ね落ち着いてきてはいるものの、ここ数年大幅に増えてきているなど、本問題は依然として早急に対応すべき問題であることから、社会保障審議会児童部会において、都道府県・市町村の役割や児童相談所の在り方等について検討を進め、平成 15 年 10 月を目途に基本的な方向性を取りまとめる予定。 (直近の児童部会開催状況) 第 7 回 平成 15 年 4 月 8 日</p>	
<p>〔職員に関する必置規制の見直し〕 任用資格の在り方の見直し【平成18年度までを目途に実施】 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格について、より一層の活用を図る観点から任用に係る効率的な研修制度の在り方を含め検討を行い、身体障害者・知的障害者福祉制度に係る次期見直し(平成 18 年度までを目途)の際に措置する。</p>	<p>平成 15 年度からの支援費制度施行に伴い、新たに支援費の支給決定に関し市町村に技術的支援を行うなど、更生相談所の機能は大きく変化することとなり、特に、更生相談所に配置されている身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司は、専門的事項に関する市町村への支援を実務的に担うようになる。このような身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の役割の変化について、平成 15 年 3 月に都道府県等に対し通知し、周知徹底を図っている。 身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の任用資格の在り方について、支援費制度の施行状況を見ながら、市町村への支援の実態、必要性等を踏まえて検討を行い、身体障害者・知的障害者福祉制度に係る次期見直しの際に措置する。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【平成14年度を目途に検討・結論、平成15年度を目途に実施】</p> <p>社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成15年3月4日）において、地方分権改革推進会議の意見等を踏まえ、人事の弾力的な運用・活性化を図る観点から、採用時・異動時において資格を有さない者を配置することはやむを得ないものとする等々の取扱方針を示し、関係部局等への周知徹底を依頼した。</p>	
<p>と畜検査員の在り方の見直し【平成15年を目途に実施】</p> <p>牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、食肉の安全性を確保するために獣医師が機動的にと畜検査に関われるように、食品安全対策の見直しの一環として、と畜検査員の在り方についても見直しを行い、当該見直しの結果を踏まえて平成15年を目途として提出する法改正で併せて措置する。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>平成15年2月に国会に提出した「食品衛生法等の一部を改正する法律案」において、都道府県及び保健所設置市にと畜検査員を置くこととする現行法の規定について、と畜検査等を行うために都道府県知事及び保健所設置市の市長がと畜検査員を命ずる旨の規定に改めることとしている。（改正規定の施行日：平成16年4月1日）</p>	
<p>保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】</p> <p>保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止については、平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける。</p> <p>なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止の方向で見直しが見込まれることを強く求める。</p>	<p>保健所長の医師資格要件については、「保健所長の職務の在り方に関する検討会」を設置し、保健所長の業務、資質、資格要件等に関して関係者間で幅広い議論を行うこととし、平成15年3月25日に第1回目の検討会を開催したところである。今後、月1回程度の検討会を開催していく予定である。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>〔審議会等に関する必置規制の見直し〕</p> <p>審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【平成16年から平成18年度までを目途に段階的に実施】</p> <p>都道府県等に置かれる審議会等を目的別に分けて見直しを行う。なお、審議会等の名称規制については廃止する方向で見直す。 (政策の企画立案に関する意見を述べる審議会等)</p> <p>主として政策の企画立案に対して意見を述べる審議会等については、地方公共団体が独自の判断で設置できるようにする方向で見直しを行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発に関する審議会等(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置) ・地方精神保健福祉審議会(次期法改正(平成17年を目途)の際に措置) ・都道府県生活衛生適正化審議会(適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨を平成14年1月に周知) <p>(第三者機関的な審議会等)</p> <p>個人の具体的権利義務に関わる処分を行う第三者機関として設置が義務付けられている審議会等について、そうした機能の必要性は前提としながら、組織・設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置) ・感染症診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置) ・地方社会福祉審議会(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置) ・都道府県児童福祉審議会(平成14年度中に検討の結論を得て、直近の法改正(平成17年度までを目途)時に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発に関する審議会等 次期職業能力開発促進法改正時に規定を整備する方向で検討を更に進めていく予定。 ・地方精神保健福祉審議会 次期法改正(平成17年を目途)の際に、地方公共団体が独自の判断で設置できるよう措置する予定。 ・都道府県生活衛生適正化審議会【措置済み】 平成14年1月の全国主管課長会議において、適正化規定の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨周知したところ。 ・結核診査協議会、感染症診査協議会 結核診査協議会の名称規制を廃止し、感染症の診査に関する協議会との統合を可能とするなど設置形式の柔軟化を図る方向で検討中。(平成16年度目途の法改正で対応予定。) ・地方社会福祉審議会 次の法改正時に必要な法改正を行う予定。 ・都道府県児童福祉審議会【措置済み】 平成15年3月に国会に提出した「児童福祉法の一部を改正する法律案」において、行政処分等に係る事項以外の政策審議は任意に行うことができることとしたところ。 	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(4)知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地方の自主性・自立性の強化 〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕 特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【平成15年度に実施】 平成15年度の介護報酬の改定において、全室個室、ユニットケアの居住福祉型特別養護老人ホームに係る介護報酬項目を設け、低所得者に対する配慮を行いながら、その居住費部分を利用者負担とする方向で検討を行い、措置する。</p>	<p>【措置済み】 ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等について、低所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることができることとした(平成15年4月1日施行)。</p>	
<p>保育所の調理施設の見直し【平成14年度中に実施、継続的検討】 保育所の調理施設設置に係る義務付けについての検討を継続する一方、当面、調理施設に係る防火構造の義務付けについては緩和する方向で検討し、平成14年度中に措置をする。 なお、当会議としては、保育所の調理施設の設置は国が全国一律に義務付けを行うべきでなく、地方公共団体が地域の実情に合わせて判断を行うべきと考えることから、当該義務付けを廃止する方向での検討を求めたい。 (本文から抜粋) 「現在、この義務付けは省令で定められており、当該要件を満たさなければ国から保育所施設整備の補助負担金が交付されない仕組みとなっている。こうした保育所に対する補助負担制度が地方の自主的判断を過度に損なっているとすれば、先に述べた幼保一元の観点からの保育所運営費負担金等の検討と併せ、本件との関連で保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金を見直し、その一般財源化等も検討されるべきと考える。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルに設ける保育室に係る調理室に関し、現行の防火構造の見直しを行ったところ。(「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」平成14年厚生労働省令第168号) ・保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をする場合など、安全性等が確保される場合には、調理室の兼用を認める方向で平成15年度中に検討し、措置する。 ・社会福祉施設等施設整備費については、少子高齢化の進展の中で社会福祉施設の重要性は高まっているが、平成15年度予算においてその縮減を図っている。 	<p>社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金 1,227億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常的見直し【継続的検討】</p> <p>当会議の方針を踏まえ、国が設定している最低基準等について今後とも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービス水準を引き下げ、地方の裁量に委ねてよい部分を拡大する余地がないか随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直す。</p>	<p>国が設定している最低基準等についても今後、予算編成や制度改正の際に、随時見直しを行うとともに、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直しを行う。</p> <p>例えば、本年に入ってからでは、児童福祉施設最低基準について、防火・避難用の設備についての基準を緩和（平成15年1月1日施行）するとともに、特別養護老人ホームの構造設備基準について、「小規模生活単位型」の特別養護老人ホームに必ず設けなければならない設備から、介護・看護職員室、機能訓練室を削除するなどの見直しを行っている（平成15年4月1日施行）。</p>	
<p>補助事業に係る統合等についての見直し【継続的検討】</p> <p>社会保障分野における国庫補助事業について、地方公共団体の創意工夫の余地を広げるため、共通の目的を持つ補助事業を統合し、補助金交付は総額で行い、各補助事業への配分については地方公共団体の裁量に任せる統合補助金的な補助金制度の創設について検討を行う。</p>	<p>今後の国庫補助負担金の見直しの中で、統合補助金的なものも含め検討することとしている。</p>	
<p>医療法人の理事長要件の緩和【措置済み】</p> <p>病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営を行う道を開くため、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として撤廃する通知を平成14年4月に発出した。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>平成15年度に、都道府県を通じて、平成14年4月に措置された医療法人の理事長要件緩和後の非医師理事長の認可状況について調査することとしている。</p>	
<p>保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】</p> <p>保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の上限を撤廃する通知を平成14年5月に発出した。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第168号）により、防火・避難基準の緩和を行った。</p>	
<p>児童扶養手当に関する見直し【措置済み】</p> <p>児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、支給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法案を平成14年3月に国会に提出した。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、支給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法が平成15年4月より施行されたところである。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>〔地方がより主体的に事務事業を行うための国の関与の見直し〕 公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【平成18年度までを目途に実施】 公立の社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）の整備が地方の事務であることをより明確にするため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら補助規定化する方向で検討を行い、次回の法改正（平成18年度までを目途）の機会をとらえて措置する。</p>	公立の社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）の施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら、次回の法改正（平成 18 年度までを目途）の機会をとらえて補助規定化することを含め、今後検討を行う。	
<p>福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】 町村が福祉事務所を設置・廃止する場合の都道府県の同意を要する協議については、現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を実施した上で廃止する方向で検討を行い、次回の社会福祉法の改正（平成 18 年度までを目途）時に措置する。</p>	現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を平成 15 年度に実施し、その結果を踏まえて検討を行い、次回の社会福祉法の改正時に必要な措置を採ることとしている。	
<p>児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【平成14年度中に実施】 児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止する方向で検討を行い、平成 14 年度中に必要な政令改正を行う。</p>	<p>【措置済み】 児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議については、平成 15 年 4 月 1 日に施行した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」において廃止したところ。</p>	
<p>市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【平成15年度中に検討・結論】 身体障害者更生相談所の判定を要さずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加については、平成 7 年 7 月及び平成 13 年 6 月の改正の効果や現場の反応等を見極め、関係者からの要望の集積を踏まえながら平成 15 年度中に更なる追加が可能かどうか判断する。</p>	平成 15 年度中に、身体障害者更生相談所の判定を要さずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加について、専門家等の意見を聴取する場を設け、検討し、結論を出す予定。	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】</p> <p>知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成 14 年 3 月に通知の改正を行い、これを廃止した。</p>	<p>【措置済み】</p>	
<p>〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕</p> <p>知事資格の養成施設の指定等の権限の移譲【平成18年度までを目途に実施】</p> <p>知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設の指定等の国の権限については、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、次期法改正（平成 18 年度までを目途）時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士・調理師に係る養成施設については、平成 14 年 11 月に関係団体に、平成 15 年 3 月に都道府県に対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行った。また、平成 15 年度中に関係団体及び都道府県から意見聴取を行い、それを踏まえて、今後検討を進める。 ・製菓衛生師に係る養成施設については、平成 15 年度中に関係団体及び都道府県に対し、地方分権改革推進会議の意見について、情報提供を行うとともに意見聴取を行うこととし、これらを踏まえて、今後検討を進める。 	
<p>障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【平成18年度までを目途に検討・結論】</p> <p>障害児・障害者に係る事務について、市町村で一元的な実施を進める観点から、平成 15 年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しつつ、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲する方向で検討を行い、平成 18 年度までを目途に結論を得る。</p>	<p>障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲については、平成 15 年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しつつ検討を行うこととしている。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(5) 社会保険分野における国・地方の関係 国民健康保険の保険者の在り方の見直し【平成14年度中に検討・結論】 小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援策が講じられているが、平成 14 年度中に策定される保険者の統合・再編等に関する基本方針の検討においては、市町村の現状を十分踏まえながら検討を行う。</p>	<p>平成 15 年 3 月 28 日に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針」を閣議決定した。</p> <p>市町村国保の再編・統合については「市町村国保については、「市町村合併特例法」の期間中は、市町村合併の推進や事業の共同化等により、保険運営の広域化を図る。さらに、国、都道府県及び市町村の役割を明確にした上で、都道府県と市町村が連携しつつ、保険者の再編・統合を計画的に進め、広域連合等の活用により、都道府県においてより安定した保険運営を目指す。なお、被保険者管理や保険料徴収等の事務については引き続き住民に身近な市町村において実施する。」こととされた。</p> <p>この基本方針に基づき、年内を目途に再編・統合の内容の具体化について検討を行い、来年より、都道府県において計画的に再編・統合を推進していくこととしている。</p>	
<p>介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【逐次実施】 介護保険に関する国の関与の在り方については、制度の成熟度や定着度等も勘案する必要があるが、介護保険法施行後 5 年を目途に行うとされている制度の見直しも念頭に置きつつ、地方公共団体からの具体的要望を受けて、随時必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成 14 年 12 月 24 日閣議口頭報告)において、介護保険事務費交付金の一般財源化等について検討することとされている。 ・介護保険制度見直しのため、平成 15 年 3 月 19 日の社会保障審議会において、介護保険部会を設置することが了承された。今後、市町村関係者等の意見を聴取しつつ検討を進めることとしている。 ・介護保険事務費交付金については、要介護認定を開始してから 3 年で、国が平成 15 年度から全国一律に新しい要介護認定システムに全面的に改正したところであるため、当面はその円滑な実施に努めつつ、国の関与の在り方についても検討することとしている。 	介護保険事務費交付金 305 億円

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(6) 地方支分部局と地方の新たな関係の構築 行政手続の地域での完結【逐次実施】 地方支分部局の実質的決定権の拡大を図るよう、中央省庁に継続的検討を求めるとともに、例えば、所掌事務についてのマニュアル充実等の条件整備を進め、地方支分部局限りで事務が行えるような体制の確立を進める。</p>	<p>地方支分部局において適切な対応が可能となるよう、地方支分部局の所掌事務について、例えば、新規施策を実施するに当たり、当該施策の事務処理手引等マニュアルの作成等を随時行っているところである。</p>	
<p>雇用対策における積極的な情報交換等の推進【逐次実施】 雇用問題に関する地方の高い問題意識を十分踏まえ、積極的な情報交換を進めるとともに、求人相談に関し地方公共団体が「しごと情報ネット」を活用することにより国のハローワーク等との有効な連携が図られるよう努める。</p>	<p>地方公共団体と都道府県労働局において、雇用対策連絡調整会議等を開催することにより、雇用施策の推進に関する連絡調整、情報交換等を行っているところ。 また、「しごと情報ネット」については、地方公共団体を含め、広く一般に利用されているところであるが、平成14年度補正予算により、派遣先情報の掲載や参加機関検索サービスの実施等機能の拡充を図ったところ。 アクセス数 携帯版：約47万件、パソコン版：約42万件 (平成15年2月の1日平均アクセス数)</p>	
<p>高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】 高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行い、平成14年度中に結論を得る。</p>	<p>【措置済み】 地方公共団体による職業紹介について、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、届出により実施を可能とする内容の法案を平成15年3月に国会に提出した。(施行期日：公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日)</p>	

教育・文化

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(1) 初等中等教育に関する国の関与の在り方 教科書採択地区の小規模化【一部措置済み、継続的検討】 教科書採択地区（現在 542地区）は、制度上、市又は郡単位でも設定できるが、実際にはより広い区域に設定されている。平成14年7月の教科用図書検定調査審議会報告では、こうした現状に鑑み、採択地区の決定権を持つ都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえて採択地区がより適切なものとなるよう見直すことが求められ、これに基づく通知が、既に文部科学省から発出されている。</p> <p>採択地区の設定は自治事務であることに留意し、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるよう、本件に関する取組状況を継続的に調査し、平成 15 年度以降も引き続き小規模化に向けた地方の取組みを促す。</p>	<p>平成 15 年 3 月 28 日付け初等中等教育局長通知「平成 16 年度使用教科書の採択について」により、各都道府県教育委員会等に対し指導した。今後とも引き続き都道府県教育委員会等を指導し、地方の取組みを促す予定。</p>	
<p>政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】 政令指定都市立の高等学校の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。政令指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成 15 年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。</p>	<p>政令指定都市立の高等学校の設置・廃止に係る認可の取扱いについては、政令指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会に対し、認可制を届出制とした場合における利点や問題点などについて、アンケート調査などの方法により、平成 15 年度内の集約に向けて、現在意見を聴取している。</p>	
<p>中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】 中核市立の幼稚園の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成 15 年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。</p>	<p>中核市立の幼稚園の設置・廃止に係る認可の取扱いについて、中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会等に対し、認可制を届出制とした場合における利点や問題点などについて、アンケート調査などの方法により、平成 15 年度内の集約に向けて、意見を聴取する予定。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>弾力化の下での多様な教育活動の事例紹介【平成14年度から実施】 文部科学省は、一層大綱化・弾力化された学習指導要領（平成 14 年度から順次適用）の下で、各地で実施されている多様な教育活動の実例を収集し紹介しているが、今後とも、地方や各学校が意欲的な教育に取り組むための環境づくりを行う観点から、インターネット等を通じ積極的な事例紹介に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発展的な学習や補足的な学習の指導上の参考となる「個に応じた指導に関する指導資料」を平成 14 年 8 月に作成、配布した。 ・ 新学習指導要領の下での特色ある取組を紹介するパンフレットを作成中。（4 月中を目途に作成し、各学校（小・中・高）に配布予定）。また、パンフレットはインターネット上で公表を予定。 	
<p>基準の大綱化・弾力化の周知徹底【平成14年度から実施】 広報パンフレット、インターネットや各種会議等を通じて学習指導要領の大綱化・弾力化につき、その趣旨の一層の周知を図ってきているが、引き続き、教育課程研究協議会、総合的な学習の時間研究協議会等を通じ、より一層の趣旨の徹底を図る。 学級編制については、特に必要があると認められる場合に 40 人の標準を下回ることを可能とする基準の弾力化を平成 13 年に制度化しており、また、41 人以上の学級編制についても、教育委員会の判断により弾力的な取扱いが可能である旨を、各種会議等を通じて周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領の趣旨については、都道府県教育委員会の担当者等が参加する教育課程研究協議会、「総合的な学習の時間」研究協議会等の場で周知、徹底を図った。 ・ 学級編制については、平成 15 年 4 月 1 日付けで初等中等教育局長通知を各都道府県教育委員会宛てに発出し、各都道府県における児童生徒の状況、教育条件向上の必要性等の事情に応じ、各都道府県教育委員会の判断により、現行法の範囲内で 40 人を下回る数を一般的な学級編制基準として定めることを可能としたこと 個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、例えば、児童生徒数が 81 人となった場合でも 2 学級編制とし、教員 1 人を少人数指導に活用するなど、各市町村教育委員会の判断により、現行法の範囲内で 40 人によらない学級編制を行うことが可能であること を周知した。 	
<p>教育についての「評価と公開」等を踏まえた学習指導要領の一層の見直し【平成14年度から検討】 各学校で実施される教育活動に関する「評価と公開」の積極的推進を促すとともに、平成 15 年度以降継続的に実施することとしている教育課程実施状況調査や、平成 14 年度内に実施する予定としている教育課程に関する教員・保護者等の意識調査等を通じて新学習指導要領の実施状況等を十分把握しつつ、中央教育審議会の場における学習指導要領の見直しを継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程実施状況調査については、平成 16 年 1・2 月の実施に向けて、実施方法・内容等について検討中。 ・ 全国の保護者、教員等を対象とした教育課程に関する意識調査については、平成 15 年中を目処に報告をとりまとめる予定。 ・ 今後、上記の調査結果等を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、新学習指導要領の実施状況等について、継続的に評価・検証を行う。 	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(2) 義務教育費国庫負担制度の見直し 負担対象経費の見直し【平成15年度から実施】 上に述べた改革に向けて、差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。 この点に関して、一般財源化する以上、税源移譲を伴わなければならないとの意見が出されたが、国会議としては、次の段階で国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002に示されたとおり三位一体で検討を行うこととしており、当面、その具体的な財源措置については、地方分権の観点から視野に入れて関係者間で十分に協議、調整が行われるべきものとする。</p>	<p>今国会において、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法を改正し、平成15年度から、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費を国庫負担の対象外とした。(平成15年法律第12号 平成15年3月31日公布、4月1日施行) なお、これに伴う地方財源の手当てについては、一般財源化される他の国庫補助負担金と合わせて地方特例交付金及び地方交付税により全額措置された。 また、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては関係省庁間における継続課題とされ、平成16年度予算編成までに結論を得ることとしている。</p>	<p>義務教育費国庫負担金 26,571億円 公立養護学校教育費国庫負担金 1,308億円</p>
<p>客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し【平成16年度、平成18年度までを目途に見直し】 国会議としては、現行負担金の制度的な問題点は、教職員給与の半額を国が負担する仕組みそのものにあると考える。即ち、現行の義務教育費国庫負担金は、実際に支払われた教職員給与の半額を国が負担するものであるため、教員配置等に関する地方の工夫・裁量の余地を減じ、また職員給与を仮に縮減しても、国庫負担金が減ることとなり、工夫による縮減分をそのまま他の義務教育経費に振り向けられるものではない。 地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。生徒数などの客観的指標に拠ることが制度設計上直ちには困難である場合は、例えば、当面、現行の標準定数等によって計算される国庫負担金額を地方に交付し、その範囲内であれば実際の定数や給与水準を地方の裁量で決めようとするような定額化、交付金化を行った上で、次の段階として、より客観的な基準による制度への移行を図るとの構想もあり得よう。 教職員給与問題に関しては、平成16年度の国立大学法人化、平成18年度の公務員制度改革が密接に関連することから、直ちに検討に着手し、平成16年度、平成18年度をそれぞれ節目として見直しを実施すべく検討を進める。</p>	<p>義務教育費国庫負担金の取扱いに関する総務、財務、文部科学大臣の3大臣合意において、「平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革(例えば、定額化・交付金化)のための具体的な措置を講ずるべく、所要の検討を進める」こととされたところ。 文部科学省では、国庫負担金の定額化を、平成16年度からの公立学校教員給与制度改革と併せて実施すべく検討中。 具体的には、公立学校教員給与についての国立学校準拠制の廃止に伴い国庫負担金の算定方法を見直し、各都道府県ごとに客観的基準により算定される定額の2分の1を負担する考え方に改めるとともに、これまで、給与の種類ごとの負担としてきたところを、給与の総額に対する負担とすることに改めることを検討。</p>	<p>義務教育費国庫負担金 26,571億円 公立養護学校教育費国庫負担金 1,308億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>義務教育費国庫負担金の一般財源化等【継続的検討】</p> <p>経費負担の在り方の問題は、教育制度自体の見直しと並行して検討されるべきものであり、より良い教育を支える制度として相応しい経費負担の仕組みを迫すべきである。</p> <p>上に述べた一連の見直しや市町村合併の状況等を踏まえつつ、現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。</p>	<p>義務教育費国庫負担金の取扱いについての総務・財務・文部科学大臣の3大臣合意(平成14年12月18日)において、「義務教育費に係る経費負担については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中(平成18年度末まで)に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。」とされたところであり、文部科学省において、今後、中央教育審議会に諮問し、その議論も踏まえて検討を行う予定。</p>	<p>義務教育費国庫負担金 26,571億円 公立養護学校教育費国庫負担金 1,308億円</p>
<p>都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限の移譲【平成15年度中に結論】</p> <p>市町村立小中学校等の教職員給与は都道府県が負担する一方、教職員の任命権は、既に都道府県から政令指定都市に移譲されている。その結果、政令指定都市においては、教職員の任命権は有するものの給与負担者ではないという歪みが生じており、任命権者であるにもかかわらず給与関係事務処理は、常に都道府県を介して行わなければならない。</p> <p>教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、県費負担とされている教職員給与を政令指定都市負担とする方向で見直す。</p> <p>それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。</p> <p>これらについては、平成14年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。</p>	<p>指定都市からは、「指定都市立小・中学校等の教職員に係る給与負担の移管にあたっては、税源移譲等による財政措置が不可欠」(平成14年11月「地方分権推進に関する指定都市の意見」)などの意見が出されているところであり、今後、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成15年度中に意見を集約することとし、それも踏まえ、検討を行う予定。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>市町村費による教職員配置【平成14年度から実施】</p> <p>国の定める教職員定数はあくまで標準であり、都道府県はこの定数を超えて教職員を配置することが可能である(ただし、経費は全額県の負担)。しかしながら、市町村には、都道府県の定める定数を超える常勤の教職員配置は現在認められていない(非常勤講師は可能、ただし、経費は全額市町村負担)。</p> <p>市町村の権限と責任を拡大する観点から、新たに市町村費により都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする方向で検討する。</p> <p>都道府県及び市町村教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成14年度から検討することとするが、現在検討されている構造改革特区の枠組みの中で先行的に平成14年度中を目途に制度化し、その導入・実施の状況を見つつ、更に検討を進める。</p>	<p>平成15年度から創設された構造改革特区において、市町村の負担により都道府県の定める定数とは別に教職員を配置することができることとした。</p> <p>なお、この市町村費負担教職員の全国的な制度化に当たっては、市町村費負担教職員の処遇の在り方や県費負担教職員と市町村費負担教職員が混在することによる学校運営の在り方などの課題もあるため、構造改革特区で実施することとなる市町村の状況も踏まえ、都道府県や市町村、教育関係者等の意見も聞きながら検討する。</p>	
<p>〔機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の構築〕</p> <p>円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し【平成15・16年度から実施・平成18年度から実施】</p> <p>公立学校教員の給与制度改革については、次のとおり2段階で実施する。</p> <p>国立大学の法人化に伴い、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、教員と一般職員の円滑な人事交流も念頭に置きつつ、より弾力的、機動的な教員人事が可能となる体系とする方向で各都道府県が給料・諸手当をより自主的に決定できるよう見直しを行う。このための関連法案を平成15年の国会に提出し、平成16年度から実施する。なお、平成15年度から可能なものは前倒して実施することとする。</p> <p>さらに、平成18年度に実施される予定の公務員制度改革(能力・業績を適正に評価し、処遇に反映)と歩調を合わせて教員給与制度の一層の見直しを検討し、各県の自由度を高めるとともに、能力・実績に応じた処遇が可能な給与体系を構築する。このため、平成15年度から審議・検討の場を設け、地方公共団体等関係者の意見を十分に聴取し、平成17年度を目途に制度化を検討し、平成18年度から実施する。</p> <p>当会議としては、これらの見直しに際し、教員給与を一般職員より一律に優遇している制度の見直しや、義務教育費国庫負担金の交付金化等に向けた検討を行うべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度からの国立大学の法人化に伴い、国立学校教員の給与を基準としてきた公立学校教員給与制度を改め、各都道府県が地域ごとの実態を踏まえ、教員の給与水準をより主体的に決定できるよう、今国会に提出した国立大学法人法整備法の中で、関係規定を改正。(平成15年2月28日国会提出) 上記の措置に先行して、へき地手当については、へき地教育振興法施行規則を改正し、その支給割合について25%を超えない範囲内で各県の判断に委ねることとした。(平成15年文部科学省令第14号 平成15年3月31日公布、4月1日施行) 	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>〔義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討〕</p> <p>事務手続きの一層の簡素合理化【平成15年度から実施】</p> <p>義務教育費の国庫負担制度は、現在、小・中学校及び盲・聾学校に関する義務教育費国庫負担法と、養護学校に関する公立養護学校整備特別措置法の2つの法律を根拠に処理が行われており、ほとんど同じ内容の事務手続きが並行するという煩雑なものとなっている。</p> <p>この二つの根拠法を一本化することにより、別々に行われていた事務作業及び各種調書の統一を図る。</p> <p>さらに、負担金手続きのうち、最も作業量を要する決算額等調書について、現在は毎月、実数と標準定数を突合しているが、この作業を特定月のみに限定する等の見直しを行い大幅な事務の簡素化を図る。</p> <p>これらの簡素化について、可能なものは平成 15 年度から実施する。</p>	<p>(15 年度)</p> <p>「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額を定める政令」を改正し、これまで教職員の実数と定数の比較を毎月行っていたところ、特定の月(4月～6月、9月、12月及び3月)のみの比較で足りることとした。(平成 15 年政令第 188 号 平成 15 年 4 月 1 日公布・施行)</p> <p>共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化に伴い、当該経費算定のための事務の、調査様式等の簡素化</p> <p>添付調書の一部削減</p> <p>調書作成に係るマニュアルの作成・配布</p> <p>その他負担金算定プロセスの一部簡素化</p> <p>(16 年度)</p> <p>「義務教育費国庫負担法」及び「公立養護学校整備特別措置法」の一本化により、負担金算定事務及び調書等の統一を図ることを検討中。</p>	
<p>事務手続きの電子化【平成14年度から検討し、手続きの電子化の動向等を踏まえ見直し】</p> <p>現在、国・地方を通じて電子政府、電子自治体化の検討が進められている中で、補助負担金手続きの電子化に向けて、各都道府県における給与関係のシステム環境を統一する方向で検討する。</p> <p>とりわけ、平成 16 年度の国立学校準拠制廃止に伴う公立学校教員の給与制度改革等を踏まえつつ、新たなシステムの導入について検討する。</p>	<p>国立大学の法人化に伴う公立学校教員給与制度の見直し及び国庫負担金の定額化の検討等を踏まえ、事務手続の抜本的な簡素化を検討中。</p>	
<p>国庫負担制度の見直しに伴う事務手続きの抜本的な簡素化【継続的検討】</p> <p>前述した義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、より抜本的な手続き簡素化の検討を行う。</p>	<p>国立大学の法人化に伴う公立学校教員給与制度の見直し及び国庫負担金の定額化の検討等を踏まえ、事務手続の抜本的な簡素化を検討中。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(3) 国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方 高校生に対する育英奨学金事業への国の関与の見直し【平成16年度中に実施】 特殊法人日本育英会の廃止に伴い、大学等の奨学金については学生支援業務を統合的に実施する独立行政法人の業務とする一方、高等学校に関する奨学金事業は、早急に条件を整備して平成16年度以降都道府県へ移管することとされた。移管後においては、地方の実情を踏まえた事業が可能となるよう、高等学校奨学金事業に係る国の財政措置の在り方についての検討を行う。 当会議としては、特殊法人廃止が地方への新たな奨励的補助事業の創設につながるよう十分留意すべきであるとする。</p>	<p>特殊法人日本育英会の廃止に伴う高等学校奨学金の都道府県への移管については、平成17年度新1年生に対する奨学金の貸与業務(平成16年度中学3年生に対する予約採用業務も含む。)から都道府県へ移管することとし、以後順次学年進行により移管していくこととする。移管後における国の財政措置の在り方については、地方の実情を踏まえた奨学金事業の実施が可能となるよう適切な措置を講ずることとしている。</p>	
<p>法人化に伴う国立大学等と地方との連携【措置済み】 国立大学等と地方との関係については、中間報告において、自立した地方を前提とする地方分権の趣旨に照らしながら、平成16年度の国立大学等の法人化に際して両者の連携・協力が今後より一層円滑となるよう見直す旨の提言を行った。この趣旨も踏まえ、大学法人化を待つことなく、平成14年10月に一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正が行われた。</p>	<p>【措置済み】 平成14年10月に、一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正を行った。</p>	
<p>(4) 総合行政の観点からの教育用施設の有効活用 補助金等により整備された学校施設等の活用促進【平成14年3月に措置済み】 補助金等を受けて整備された学校等の建物について、地方がその建物を補助等の目的以外の用途に使用する場合は、大臣の承認を得るか、納付金を納めるか、一定の期間(財産処分制限期間)を経過していることが要件とされている。 こうした施設を地域に開放することによって、地方行政の総合化の環境整備を図っていく観点から、地方のより自主的・弾力的な施設運用が可能となるよう、かかる施設に関する財産処分制限期間を短縮した(平成14年3月措置)。 (例) ・鉄筋コンクリート造校舎：60年 47年 ・鉄骨造校舎：40年 34年</p>	<p>【措置済み】 平成14年3月に、地方のより自主的・弾力的な学校施設等の運用が可能となるよう、補助金等を受けて整備された学校等の建物に関する財産処分制限期間を短縮した。 (例) 鉄筋コンクリート造校舎 60年 47年 鉄骨造校舎 40年 34年</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>教育用施設の一層の有効活用【平成14年度から実施】</p> <p>総合行政推進の観点から、顕著な実績を上げている教育用施設活用事例等について、今後とも引き続きインターネットや広報パンフレット等を通じた情報提供に努め、市町村における学校施設の有効活用の一層の促進を図る。</p>	<p>市町村において学校施設が有効活用されるよう、インターネットを通じ、学校施設の活用事例等について情報提供を行っている。</p>	
<p>(5) 生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等 国の役割の特化【平成15年度から実施】</p> <p>生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮減する方向で見直す。関連する補助負担事業については、平成15年度から順次縮減に努める。</p>	<p>生涯学習・社会教育分野における補助金については、地域・家庭教育力活性化推進費補助金において、6億円の縮減(前年度比約16%減)を図ったところ。</p>	<p>地域・家庭教育力活性化推進費補助金 33億円</p>
<p>公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化【平成14年度中に実施】</p> <p>公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したものとなっているが、平成14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める。</p>	<p>「公民館の設置及び運営に関する基準」及び「公立博物館の設置運営に関する基準」について、意見募集を行った後、現在最終案に向けて取りまとめているところ。</p> <p>具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備すべき施設・設備などに関する定量的な規定につき大綱化・弾力化 ・ 事業の実施に当たって学校・家庭・地域社会の連携・協力に係る努力義務規定を置くなど、現代的課題に対応 	
<p>埋蔵文化財発掘調査の費用負担に関する調整の円滑化の検討【継続的検討・実施】</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求めるときに支障を来さないような仕組みの検討が必要である。何らかの法制化の可能性も念頭に検討すべきと考えるが、法制化が困難であるとしても、運用面での改善に積極的に取り組み、例えば、各地方公共団体における関係部局の連携強化や開発前の発掘調査の内容・費用の客観化・標準化の促進等を通じ、円滑な調整が可能となるよう努める。</p>	<p>発掘調査の費用負担については、都道府県教育委員会の埋蔵文化財保護行政担当者会議や記念物保護行政担当者会議の場において、各地方公共団体における関係部局の連携強化や、都道府県における埋蔵文化財の本発掘調査に係る積算標準(埋蔵文化財の発掘調査の費用・期間の積算に関し、客観化・標準化を進めるための考え方や、多様な遺跡の内容に応じた適切な作業量の積算方法と実態を踏まえた積算基礎の数値などを示したもの)の策定を促している。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金
<p>(6) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し 組織や人員に関する国の義務付けの全般的、経常的な見直し【逐次実施・継続的検討】</p> <p>事務事業の執行体制や実施方法に関する地方の裁量は幅広く認められるべきであるとの考え方にに基づき、必置規制に代表される地方の組織・人員に関する国の義務付けについては、原則として廃止・縮減する方向で、全般的な検証を継続して行う。</p>	<p>地方の組織や人事に関する国の義務付けについては、引き続き全般的な検証を行う予定。</p>	
<p>学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与の見直し【継続的検討】</p> <p>学校栄養職員や事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で、引き続き検討を行う。</p>	<p>検討の予定なし。</p>	

公共事業

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(1) 公共事業関係長期計画等の見直し</p> <p>公共投資をめぐる環境変化を踏まえ、見直すべき事項に公共事業関係長期計画がある。公共事業関係長期計画については、基本方針 2002 を踏まえ、国土交通省では、従来の長期計画を一本化し、国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）を策定することを基本として、検討が進められている。また、農林水産省においては、これに関連する長期計画の在り方の検討や、土地改良長期計画策定の作業が進められている。</p> <p>当会議としても、こうした公共事業関係長期計画見直しの方針は基本的に支持するものであるが、いくつか検討に当たって留意すべき点を述べておきたい。</p> <p>その第一は、地方が事業主体となる事業の扱いである。基本方針 2002 では、地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係長期計画の目標とは位置付けないこととされている。その一方、国が政策目的の実現のために補助負担金を交付する補助事業については、長期計画上に位置付けられるが、計画策定に当たって、補助事業の事業主体は地方であることに配慮すべきである。なお、長期計画にアウトカム目標を定める際、地方単独事業や補助事業による成果も含めて記述することが必要な場合には、その趣旨を明らかにすべきである。第二は、長期計画の策定に当たって、社会資本整備水準の向上等を踏まえつつ、既存施設の維持更新、有効活用を重視した計画としていくべきことである。第三は、長期計画の基礎となっている緊急措置法の在り方についても検討を行うことである。併せて、緊急措置法ではなく、各個別事業分野の恒久法に長期計画の根拠がある場合も、計画の在り方について検討を行うべきである。</p>	<p>平成 14、15 年度を期限とする 9 本の国土交通関係の公共事業関係長期計画については、計画策定の重点を従来の事業量から達成される成果（アウトカム目標）に変更すると同時に、原則として事業費総額を計画内容としない等、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するとともに一本化することとし、平成 15 年度を初年度とした「社会資本整備重点計画」を策定することとしている。</p> <p>なお、そのための法整備を図る「社会資本整備重点計画法」は平成 15 年 3 月に成立しているが、同法において、従来の都市公園、下水道、港湾の緊急措置法及び治山治水緊急措置法における治水事業に係る規定が廃止され、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法が名称も含め一部改正された。</p> <p>「社会資本整備重点計画法」の成立を受け、今後、計画策定に向けた検討を行う。その際、既存ストックの有効活用や、今後増大する維持更新費用についても念頭において検討する。</p> <p>なお、同法第 3 条第 2 項は、地方公共団体の自主性及び自立性の尊重を規定しており、意見指摘事項についてはそうした方向で検討される見込みである。（国土交通省）</p> <p>（土地改良長期計画）</p> <p>平成 18 年度までの現行計画を打ち切り「基本方針 2002」等を踏まえ、平成 15 年度を初年度とする新たな土地改良長期計画を策定する予定である。策定にあたっては平成 15 年 2 月に計画策定のあり方について、審議会において中間とりまとめを行っており、当会議意見に沿った検討が行われる見込</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(1) 公共事業関係長期計画等の見直し</p> <p>(ア) 公共事業関係長期計画等については、以下のとおりの見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期計画の策定に当たっては、計画策定の重点を従来の「事業量」から達成される成果(アウトカム目標)に変更すると同時に、原則として事業費総額を計画内容としない等、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進する。また、現行の緊急措置法に基づく体系を見直すとともに、ニーズに応じた資源配分、関連分野間の連携強化を推進する。 計画の内容については、整備水準の向上だけでなく既存ストックの有効活用や今後増大すると見込まれる維持更新費用も踏まえたものとするほか、国から地方へ、官から民への改革の方向性を踏まえることとするなど「基本方針2002」で指摘された事項に沿った見直しを行う。 	<p>みである。</p> <p>今後、計画内容の検討を進めるとともに、長期計画の策定や施策実施段階における国土交通省等との連携の強化に積極的に取り組むこととしている。(農林水産省)</p> <p>(森林整備保全事業計画)</p> <p>今国会提出中の「森林法の一部を改正する法律案」により、これまでの「森林整備事業計画」に「治山事業計画」を統合することとしており、これに基づき平成 16 年度を初年度とする「森林整備保全事業計画」が策定される予定である。意見指摘事項については、その方向で検討が行われる見込みである。(農林水産省)</p> <p>(廃棄物処理施設整備計画)</p> <p>今国会に提出中の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正法案」(平成 15 年 3 月 11 日閣議決定)において、廃棄物処理施設整備緊急措置法を廃止するとともに、新たに改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に廃棄物処理施設整備計画を位置づけることとしている。</p> <p>廃棄物処理施設整備計画の策定に当たっては、事業費総額を計画内容としないこととし、計画策定の重点を従来の事業量から達成される成果(アウトカム目標)に変更することとしているほか、投資の重点化及び効率化を図ることを明示した。</p> <p>改正法案の成立後、今後、計画策定に向けた検討を行う。その際、国土交通省や農林水産省の長期計画とも連携を図りつつ、投資の重点化及び効率化を図ることとする。当会議意見指摘事項については、その方向で検討が行われる見込みである。(環境省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(2) 補助事業等における国と地方の関係の明確化 公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底【平成14年度中に実施】</p> <p>各省が必要に応じ定めている公共事業再評価に関する要綱、要領は地方自治法第245条の4に定める技術的助言であり、補助事業についても、各地方公共団体が実施する公共事業等の再評価は地方公共団体が自主的に行うものである。公共事業再評価システムに関する国と地方の関係の透明化を図る観点から、政策評価法の趣旨に沿った適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等適正化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることがないことについて、再度、周知徹底を図る。</p>	<p>平成15年3月28日に開催された補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、財務省より、意見指摘事項について構成員である補助金所管官庁から周知徹底を図るよう要請が行われ、これに基づき農林水産省及び国土交通省から、各地方公共団体に対し通知を発出し、周知徹底を図っている。(農林水産省・国土交通省)</p>	
<p>複数省庁が所管する公共事業における調整システムの明確化【平成14年度中に着手】</p> <p>道路・農林道、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽、地すべり等の災害関連事業、海岸事業、港湾・漁港等複数省庁が所管する類似事業については、第3次行革審の指摘も踏まえ、法律に基づく基本計画、協議調整規定の適切な運用、関係省庁間での調整会議の設置や地方公共団体への通達に基づく調整の仕組みの導入などにより、一定の成果を上げてきたところであるが、今後、調整システムにおける国と地方の関係についても、国民にとってより分かりやすく、透明と感じられるとともに、地域における重複投資の調整により実効のあるものとしていく必要がある。</p> <p>これらの調整の仕組みは、従来、法令の規定のほか、関係省庁から地方公共団体に対して発出された通知等に基づき実施されてきたが、地方分権一括法の施行に伴う一括整理に際し、内容や法的性格、効力等が不明確なままとなっている面がある。その後、所要の措置が講じられたものもあるが、それ以外のものについては、通知内容を整理するなどにより、通知やこれに基づく都道府県構想的法的性格の明確化を図るとともに、調整の効果、地方公共団体と国の関係省庁の調整の</p>	<p>地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定時に都道府県知事の意見聴取や主務大臣間の協議の仕組みがある。今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p> <p>海岸事業については、地方公共団体での海岸保全行政の統一的運営及び総合的な取組みについて平成15年3月31日付けで関係省庁連名の通知を技術的助言として発出した。今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。</p> <p>なお、海岸事業については、国が定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県知事が自主的に海岸保全基本計画を策定するという仕組みが法的に位置づけられている。(農林水産省・国土交通省)</p> <p>「漁港漁場整備の促進に関する基本方針」及び「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>在り方、構想策定に係る関係市町村や地域住民の意見の反映の在り方などの明確化を図り、周知徹底を図るべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(4) 複数省庁が所管する公共事業における調整システムの明確化</p> <p>道路・農林道、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽、地すべり等の災害関連事業、海岸事業、港湾・漁港等複数省庁が所管する類似事業における、法律に基づく基本計画、協議調整規定の適切な運用、関係省庁間での調整会議の設置や地方公共団体への通達に基づく調整の仕組みについては、地方分権一括法の施行に伴う一括整理に際し、内容や法的性格、効力等が不明確なままとなっている面がある。その後、所要の措置が講じられたものもあるが、それ以外のものについては、通知内容を整理するなどにより、通知やこれに基づく都道府県構想的法的性格の明確化を図るとともに、調整の効果、地方公共団体と国の関係省庁の調整の在り方、構想策定に係る関係市町村や地域住民の意見の反映の在り方などの明確化を図り、周知徹底を図る。</p>	<p>本方針」に基づき必要な調整を行うこととされていることを踏まえつつ、今後とも、国の「港湾・水産基盤連絡調整会議」や地方公共団体における円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省)</p> <p>農林水産省では、学識経験者等から構成される第三者委員会において、一般道路との連携や産地の形成の観点から、広域農道の見直しを検討しており、この検討会において示される方針に基づき、事業主体が見直しの検討を行い、今後新たに事業採択する路線を限定し、平成 16 年度概算要求前に検討結果をとりまとめ、公表する予定としている。その他、意見に沿った措置が概ね講じられてきているが、今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省・環境省)</p>	
<p>汚水処理に関する調整システムの明確化等【平成 14 年度中に着手】</p> <p>下水道及び農業集落排水の整備、管理、合併処理浄化槽整備への助成はいずれも市町村の自治事務であるが、都道府県が策定する汚水処理に関する構想により総合調整が図られている。この総合的調整の仕組みは、地方分権一括法の施行に伴い、関係省庁通知は国から都道府県に対する技術的助言、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言との性格をもつものとされている。</p> <p>現在、都道府県の汚水処理の整備に関する構想の見直しが進められているため、その状況を見極めつつ、関係省庁通知は地方分権一括法施行前の平成 7 年に発出されていること、これら汚水処理の在り方は市町村行政や住民生活に及ぼす影響が極めて大きいことを踏まえ、関係省庁通知の内容の再整理と都道府県構想の位置付けの明確化を図って周知徹底を図る。また、市町村や住民との関係の透明化を図る観点から、法令上の仕組みも視野に入れて検討する必要がある。</p>	<p>下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の調整システムについては、汚水処理施設の整備に関する構想である都道府県構想として実施しているところであるが、今般、各都道府県に対し平成 14 年 12 月 4 日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進について通知を発出している。この中では、都道府県構想に関する通知は国から都道府県に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言であるとその性格を明確化するとともに、見直しにあたっては市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映することを明記されている。</p> <p>なお、必要なものについては、住民との関わりについても円滑な調整が進められるよう検討していくこととされている。</p> <p>今後とも事業執行に当たっての円滑な調整と総合的な取</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>あるとの意見もあるが、当面、法令化に関わらず、必要なものについては、市町村や住民との関わりを明らかにするための仕組みを整備すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(ウ) 汚水処理に関する調整システムの明確化等</p> <p>汚水処理については、都道府県が策定する汚水処理に関する構想により総合調整が図られているが、現在、都道府県の汚水処理の整備に関する構想の見直しが進められているため、その状況を見極めつつ、これら汚水処理の在り方は市町村行政や住民生活に及ぼす影響が極めて大きいことを踏まえ、平成 14 年度以降、関係省庁通知の内容の再整理と都道府県構想の位置付けの明確化を図って周知徹底を図る。また、法令化も視野に入れつつ、当面、必要なものについては、市町村や住民との関わりを明らかにするための仕組みを整備する。</p>	<p>組みを推進することとしている。(農林水産省・国土交通省・環境省)</p>	
<p>同一法に基づく事業の地方公共団体における総合的な取組みの促進【平成 14 年度中に着手】</p> <p>一つの法律に基づく事業を複数省庁が所管する場合の調整は、法令の規定のほか、通知等に基づき行われてきたが、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底を図ることとするとともに、海岸事業について新たに技術的助言に係る通知を行う等、今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進する。</p>	<p>地方公共団体での海岸保全行政の統一的運営及び総合的な取組みについて平成 15 年 3 月 31 日付けで関係省庁連名の通知を技術的助言として発出した。また、本通知においては、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底が図られている。</p> <p>その他、今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進することとされている。(農林水産省・国土交通省)</p>	
<p>統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わり の点検と検討【逐次実施】</p> <p>地方公共団体の裁量を高める見地から「国が箇所付けしない」ことを基本として導入された統合補助金については、その後着実に拡充されてきているが、今後とも対象事業の拡充を図る。統合補助金に係る地方六団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化をはじめ、所要の見直しを行う。</p>	<p>【統合補助金の拡充】</p> <p>平成 15 年度予算においては、次の統合補助金が新規創設されるとともに、統合補助金の総額も 9,029 億円(平成 14 年度 8,822 億円)に拡充された。</p> <p>1. 国が箇所付けしないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)																						
<p>統合補助金の導入から間もないことから、国、地方双方で「国が箇所付けしないことを基本として具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組み」等とするものであること、補助金等適正化法の適用があることから従前の補助金等と同様の必要とされる手続きがあること等、統合補助金に対する認識の浸透を図っていくことも必要である。</p> <p>統合補助金と補助金等適正化法の関わりについては、補助金等適正化法の範囲内で交付決定の際の補助金等の単位や条件付与等の工夫を補助要綱の中で行うことで改善を図ることができる部分もあるのではないかとこの観点から、点検を行っていくことも必要である。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(オ) 統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わり</p> <p>地方公共団体の裁量を高める見地から「国が箇所付けしない」ことを基本として導入された統合補助金については、その後着実に拡充されてきているが、今後とも、統合補助金に対する認識の浸透を図りつつ、対象事業の拡充を図る。統合補助金に係る地方六団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化を始め、所要の見直しを行うとともに、補助金等適正化法の範囲内で交付決定の際の補助金等の単位や条件付与等の工夫を補助要綱の中で行うことで改善を図ることができる部分もあるのではないかとこの観点から、点検を行う。</p>	<table border="0"> <tr> <td>公 共 事 業</td> <td>15年度</td> </tr> <tr> <td>市街地再開発事業</td> <td>372億円</td> </tr> <tr> <td>住宅地区改良事業</td> <td>232億円</td> </tr> <tr> <td>都市再生区画整理事業</td> <td>34億円</td> </tr> <tr> <td>林道改良統合補助事業</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>非 公 共 事 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>里地棚田保全整備事業</td> <td>18億円</td> </tr> <tr> <td>高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業</td> <td>14億円</td> </tr> </table> <p>2. 国が箇所付けしないことを基本として、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的にかつ主体的に実施することができるような統合補助金。</p> <table border="0"> <tr> <td>公 共 事 業</td> <td>15年度</td> </tr> <tr> <td>むらづくり総合整備事業</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>都市再生総合整備事業 (総合整備型に限る)</td> <td>18億円</td> </tr> </table> <p>【手続きの簡素化等の所要の見直し、点検】</p> <p>基本方針において「統合補助金に係る地方公共団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化を始め、所要の見直しを行うとともに、補助金等適正化法の範囲内で交付決定の際の補助金等の単位や条件付与等の工夫を補助要綱の中で行うことで改善を図ることができる部分もあるのではないかとこの観点から、点検を行う。」こととされており、平成16年度概算要求に向けて、こうした取り組みが所管官庁において進められるものと考えている。</p> <p>なお、平成15年度予算においては、メニューの追加や事業の大括り化、市町村の裁量権の拡大(むらづくり総合整備</p>	公 共 事 業	15年度	市街地再開発事業	372億円	住宅地区改良事業	232億円	都市再生区画整理事業	34億円	林道改良統合補助事業	11億円	非 公 共 事 業		里地棚田保全整備事業	18億円	高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	14億円	公 共 事 業	15年度	むらづくり総合整備事業	100億円	都市再生総合整備事業 (総合整備型に限る)	18億円	
公 共 事 業	15年度																							
市街地再開発事業	372億円																							
住宅地区改良事業	232億円																							
都市再生区画整理事業	34億円																							
林道改良統合補助事業	11億円																							
非 公 共 事 業																								
里地棚田保全整備事業	18億円																							
高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	14億円																							
公 共 事 業	15年度																							
むらづくり総合整備事業	100億円																							
都市再生総合整備事業 (総合整備型に限る)	18億円																							

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
	<p>事業)等が行われている。</p> <p>【統合補助金の趣旨の周知徹底】 平成 15 年度予算執行に係る会議等において周知徹底が図られる見込みである。 (農林水産省・国土交通省)</p>	
<p>(3)事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の関係の明確化 河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化【平成 14 年度中に着手】 河川及び道路についての直轄管理区間の指定基準については、平成 15 年度を初年度とする国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の策定過程において必要な作業を行い、策定する。 なお、国道の直轄管理区間の指定基準については、当該基準が、新設・改築に関する国と地方の役割分担にも適用されるものとする。</p>	<p>直轄管理区間の基準の基本的事項等の法令化の方針については、都道府県等関係課長会議等において「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」について周知が行われている。 更に現在進めている地方公共団体との調整の状況をみながら、平成 15 年度を初年度とする社会資本整備重点計画の策定過程において今秋を目処に必要な作業を行い、直轄管理区間の指定基準を策定することとしている。(国土交通省)</p>	
<p>地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成 14 年度中に実施】 地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置し、事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る。</p>	<p>新たに地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置することとしており、今後、これを通じて、所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図ることとしている。 なお、広域的視点に立った国土交通省におけるブロック戦略について、地方公共団体幹部と国土交通省等の地方部局幹部が定期的に意見交換等を行うための会議も平成 14 年度中に設置している。(国土交通省)</p>	
<p>地方整備局における公共事業に係る施策運営の共同点検等のための機関の設置【平成 14 年度中に実施】 地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等のための機関を地方整備局に設置する。</p>	<p>地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等については、地方ブロックごとの主な施策運営に対する第三者の視点からの多岐にわたる意見聴取を行い、共同点検等を行うため、新たな会議の設置や各種会議の活用を図ることとしている。 今後、これらの会議を通じ、共同点検等を実施していく予定である。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等【平成14年度以降逐次実施】</p> <p>従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底するとともに、新たに設置する地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議において、調整を図る。さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る。</p> <p>なお、当会議としては、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たって地方公共団体との事前協議制度等の導入を検討するよう、提言したい。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(I) 直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等</p> <p>従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底するとともに、平成14年度以降新たに設置する地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部との定期的会議において、調整を開始する。さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る。</p> <p>また、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たっての地方公共団体との協議制度等を検討する。</p>	<p>直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施については、これまでに行っている事業内容、事業費等に関する情報交換・意思疎通の円滑化のための措置について周知、徹底するとともに、地方公共団体幹部と地方部局幹部との新たな定期的会議を設置し、調整することとしている。</p> <p>今後、上記の新たな定期的会議を通じ、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討することとしている。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等【逐次実施】 地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行う。</p>	<p>「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って、地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行うこととしている。(国土交通省)</p>	
<p>直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し【逐次実施】 地方分権推進計画に基づき、引き続き、直轄事業負担金に係る事務費について、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものにする。</p>	<p>「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って、地方分権推進計画に基づき、引き続き、対象となる経費の内訳や範囲について均衡のとれたものにするとしている。(国土交通省)</p>	
<p>(4) 社会資本の管理に係る国の関与の縮小 特定重要港湾の入港料に関する関与の見直し【平成 15 年度中に着手】 地方分権一括法において事前協議(同意)とされた特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議(同意)については、平成 12 年 4 月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要があるが、できる限り港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう、議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、関係者の意見も聴取しつつ、その在り方の見直し作業に着手する。</p>	<p>「入港料のあり方に関する検討委員会」(仮称)を開催し、関係者の意見を聴取し意見を取りまとめ、入港料のあり方の見直し作業に資することとしている。現在、委員の選定作業及び委員会の準備作業が行われている。(国土交通省)</p>	
<p>地方の有料道路料金に係る国の関与の見直し【継続的検討】 地方の有料道路料金に係る国の関与の在り方は、議会の議決を経ているものであることを踏まえ、有料道路政策全体の見直しの中で、その在り方も検討すべきである。</p>	<p>地方の有料道路料金に係る国の関与については、平成 17 年度中に行うこととされている道路関係四公団の民営化の検討と併せた有料道路政策全体の見直しの中で、必要に応じその在り方を検討することとしている。(国土交通省)</p>	
<p>地方自治法第 244 条の 2 に基づく公の施設の管理受託者の範囲の拡大【次期地方自治法改正の際に併せて実施】 現行法上、公共団体、公共的団体及びいわゆる第 3 セクター等に限定されている地方自治法第 244 条の 2 の公の施設の管理受託者の範囲を、民間事業者まで拡大する。</p>	<p>公の施設の管理に関する制度について、地方公共団体の管理権限の下で、出資法人等が管理受託者として管理の事務・事業を執行する管理委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)が管理を代行する指定管理者制度へ転換することを盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成 15 年 3 月 17 日)している。(総務省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(5) 個別の公共事業分野における課題への対応</p> <p>国土計画 全国総合開発計画の簡素合理化等国土計画体系の抜本的見直し【平成14年度中に検討、その結果を踏まえて実施】</p> <p>全国総合開発計画等については、厳しい見直しに基づき、社会資本の整備水準の向上等の社会経済情勢の変化を踏まえて国土の計画的な利用と保全をより重視したものに転換することとし、地方公共団体の自主性、主体性をできる限り尊重する観点等から、その効果や影響が全国的、広域的な範囲に及ぶプロジェクト等を記述の対象とすることを基本とする等その簡素合理化を図る。</p> <p>全国総合開発計画と国土利用計画全国計画を統合することに伴う国土総合開発法及び国土利用計画法の検討に当たって、地方公共団体が自主的に策定している総合計画等と国土利用計画法に基づく計画の関係の弾力化を図るなど、簡素合理化を図る方向で、整理する。</p> <p>その際、都府県総合開発計画、都府県総合開発審議会に係る規定については、地方分権の観点からその必要性について見直し、整理を行う。</p>	<p>「意見」も踏まえ、全国総合開発計画をはじめとする国土計画体系の見直しの方向性が、平成14年11月に国土審議会基本政策部会報告として取りまとめられた。</p> <p>当該報告においては、全国総合開発計画等国土計画体系について、国土の総合的な利用、開発、保全を図る基本的な指針とするとともに、全国計画の内容の重点化・絞込みをはじめとして、地方の主体性や広域ブロックを重視するなど国と地方の役割分担を明確化するという見直しの方向性が示された。</p> <p>今後は、当該報告を受けて、国土総合開発法及び国土利用計画法に関する法制面の検討等実務的な作業を速やかに進めるとともに、現行計画の総合的点検等についての国土審議会における調査審議を通じて、新たな国土計画体系の確立に向けた取組みを進めることとしている。</p> <p>なお、その際、「意見」に沿って都府県総合開発計画、都府県総合開発審議会に係る規定について見直し、整理を行うこととしている。(国土交通省)</p>	
<p>総合保養地域整備法 同意基本構想の廃止等制度の根本に立ち返った見直し【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】</p> <p>総合保養地域整備法の在り方について、政策評価や「総合保養地域に関する懇談会」の検討結果等も踏まえ、見直しを検討する。その際、この間における社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の進捗の見込みがなく、実現性が乏しくなっている地域の同意基本構想については、廃止される方向で整理する。</p>	<p>主務省庁(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)連携の下、有識者による「総合保養地域に関する懇談会」を開催し、平成15年1月23日に報告書を公表した。また、国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成13年度より「総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 - 」について政策評価(プログラム評価)を実施し、上記の報告書を踏まえ3月27日に政策評価書を取りまとめ、基本方針の見直し及び各基本構想自体の廃止も含めた再検討が必要などの結論を得たところである。</p> <p>政策評価による結論を踏まえ、今後、基本方針全般について所要の見直し等の措置を講じ、実現性が乏しくなっている地域の同意基本構想の廃止等、各地域の基本構想の抜本的な見直しを進めることとしている。</p> <p>なお、4月15日に総務省行政評価局の政策評価書が公表され、基本方針及び同意基本構想の徹底した見直しが必要等と同様の意見が述べられている。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>都市計画、農地等の土地利用制度</p> <p>都市計画及び農地転用の制度改革の状況の速やかなフォローアップ等の実施【平成 16 年度以降を目途に実施】</p> <p>都市計画及び農地転用許可権限の在り方については、地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改革の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改革から 5 年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討する。その際、関連する制度の在り方等についても、検討するものとする。</p>	<p>(都市計画)</p> <p>地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改革の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改革から 5 年以内を目途にフォローアップを行うこととしており、平成 16 年度以降を目途にフォローアップをすることとしている。(国土交通省)</p> <p>(農地転用許可権限)</p> <p>農地転用許可権限の在り方については、地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改革の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改革から 5 年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討することとしており、平成 16 年度以降を目途にフォローアップを行うこととしている。(農林水産省)</p>	
<p>特例市等への農地転用の権限移譲の在り方の検討【平成 16 年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】</p> <p>フォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、都道府県の許可権限の在り方と併せて、都道府県の法定受託事務とされた農地転用許可権限についても事務処理特例条例によって市町村移譲ができることとされたことを踏まえ、事務処理特例条例による権限移譲の進捗状況を見極めつつ、特例市等一定の規模能力のある市町村への権限移譲の在り方も、検討課題とすることとする。</p>	<p>平成 16 年度以降を目途に実施するフォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、事務処理特例条例による権限移譲の進捗状況を見極めつつ、一定の規模能力のある市町村への権限移譲の在り方も検討課題とすることとしている。(農林水産省)</p>	
<p>農地制度の見直し【平成 14 年度中に検討、一定の結論】</p> <p>有識者懇談会での議論を踏まえ、農山村をめぐる国民の価値観の変化、農山村地域における土地利用に関する課題等に対応する観点から、住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組みを促進するため、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討する。</p>	<p>「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会(アドバイザーグループ)」での議論を踏まえ、市町村のイニシアティブによる農地の保全及び効率的利用を確保するための取組みを促進するため、市町村の条例による取組みについて、農用地区域の設定基準や農地転用の許可基準とリンクさせる措置(農振法施行規則及び農地法施行規則の改正)を講ずることとし、現在、改正のための作業を実施している。(農林水産省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>人口要件の引下げ等による特例市等の拡大による開発許可権限の移譲【平成 14 年度中に検討に着手】</p> <p>都市計画法に基づく開発許可については、人口要件の引下げ等による特例市等の拡大により、権限の移譲を図る。</p>	<p>特例市の指定のあり方等については、第 27 次地方制度調査会において検討が行われており、国土交通省においては、総務省における特例市制度の改正等についての検討を踏まえることとしている。(総務省・国土交通省)</p>	
<p>三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成 16 年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】</p> <p>地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況についてフォローアップを実施し、その結果に応じて見直しを検討する際、三大都市圏の中核市への権限移譲について、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。</p>	<p>地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から 5 年以内を目途にフォローアップを行い、その結果に応じて見直しを検討することとしており、平成 16 年度以降を目途にフォローアップを実施することとしている。(国土交通省)</p>	
<p>河川</p> <p>河川に係る地方公共団体からの意見等への対応状況の公表【平成 14 年度中に実施】</p> <p>関係市町村から寄せられる直轄河川の管理に関する意見等への対応状況を、国土交通省地方整備局ホームページ上に公表する。</p>	<p>関係市町村から河川管理に関して寄せられた意見等への対応状況について、地方整備局でモデル水系(梯川水系(石川県)、菊川水系(静岡県)、太田川水系(広島県)、小瀬川水系(広島県、山口県)、那賀川水系(徳島県))を抽出し、地方整備局ホームページ上での公表を実施している。</p> <p>今後、順次、公表対象水系を拡大する予定である。(国土交通省)</p>	
<p>河川整備基本方針の策定における都道府県の意見を適切に聴取、反映されるような仕組みの充実【平成 14 年度中に実施】</p> <p>各一級河川の河川整備基本方針の策定に関し、指定区間については都道府県が管理していることも踏まえ、社会資本整備審議会河川分科会の構成に当たって、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとすることにより、実質的に意見を反映できる仕組みとする。</p>	<p>平成 14 年度より、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとすることとし、一級河川である天塩川、富士川、大淀川の河川整備基本方針の審議にあたって、社会資本整備審議会河川分科会の臨時委員として、関係する都道府県知事を任命している。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>砂防及び地すべり防止事業</p> <p>砂防指定地等の指定に係る実態調査【平成 14 年度中に着手】 砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の在り方に関し、地方公共団体の状況、砂防指定地指定事務及び砂防指定地管理等について、データ収集・分析等の実態調査を実施する。</p> <p>砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の都道府県への移譲の検討【平成 14 年度中に着手する実態調査結果を踏まえ検討】 全国知事会から、都道府県知事から指定要望のあった箇所について国土交通大臣等が指定を行っていること、実質的な事務は都道府県が行っていること等を理由として、権限移譲の要望がなされている砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限について、実態調査の結果を踏まえ、権限移譲について検討するものとする。</p>	<p>都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握するため、「砂防指定地及び地すべり防止区域の指定等に関する実態調査について（平成 15 年 3 月 27 日国河砂第 30 号）」により、各都道府県砂防主管課長に依頼している。</p> <p>上記調査の結果により、都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握した後に、必要な検討に着手することとしている。（農林水産省・国土交通省）</p>	
<p>砂防、地すべり、治山等の対策に係る都道府県段階での総合的な取組みの促進【随時実施】 砂防、地すべり、治山等の対策について、地方公共団体の意見を聴取しつつ、都道府県段階等での総合的な取組みを促進する。</p>	<p>砂防事業と治山事業については、国及び都道府県において設置されている「砂防治山連絡調整会議」により連絡調整の緊密化が図られ、円滑かつ効果的な事業実施が図られており、地すべり対策事業については、地すべり等防止法に基づき地すべり防止区域の指定時に都道府県の意見聴取や関係省庁間の協議等が行われることにより、円滑かつ効果的な事業実施が図られているが、必要に応じ地方公共団体の意見を聴取しつつ、都道府県段階等での総合的な取組みを促進することとしている。（農林水産省・国土交通省）</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>道路 地域の実情に応じた道路整備に資する道路の構造に係る見直し【平成 15 年度以降逐次実施】</p> <p>地域の実情に応じた道路整備を弾力的に進める観点から、道路構造令等の基準の見直し等を行い、道路の構造に係るローカル・ルールを導入する。</p> <p>まず、交通量が少なく狭隘であるが、沿線住民の生活維持の観点から必要不可欠な中山間地域の道路の区間について、地域の実情に合致した道路構造とすることにより、一定の旅行速度と安全性の確保を迅速に実施することを目的とした1.5車線の道路整備手法を導入する。</p> <p>さらに、都市内において限られた道路空間やコスト縮減等の課題に対処するため、乗用車や小型トラックのみ通行可能とする「乗用車専用道路」制度等を導入する。</p>	<p>【1.5 車線の道路整備手法】 平成 14 年 10 月 16 日付で「1.5 車線の道路整備の進め方について(案)」を各自治体に提示し、1.5 車線の道路整備を実施する路線の抽出、整備計画の策定及び技術的基準の制定手法等の事例を示している。</p> <p>これに基づき、平成 15 年度実施予定箇所の要望を踏まえ、地方道路整備臨時交付金を活用して実施することとしている。</p> <p>【乗用車専用道路】 乗用車専用道路については、関係機関等と調整・検討しており、必要に応じ構造基準の整備を行う。 (国土交通省)</p>	<p>地方道路整備臨時交付金 7,033 億円の内数</p>
<p>道路関係の統合補助金の拡大の検討、地方道路整備臨時交付金の運用の実態把握と改善【逐次実施】</p> <p>道路関係の補助事業における統合補助金の拡大を検討する。</p> <p>地方道路整備臨時交付金について、運用の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、所要の改善に努める。</p>	<p>【統合補助金の拡大】 交通安全事業地区一括統合補助制度を拡充し、対象事業に道路の改築を追加した。</p> <p>【地方道路整備臨時交付金の運用の改善】 平成 15 年度予算において経費の配分費目の新設及び廃止を「内容の軽微な変更」とし、軽微な変更の範囲を拡大した。 今後、経済財政諮問会議における論議等も踏まえ、運用の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、所要の改善に努めることとしている。 (国土交通省)</p>	<p>統合補助金 交通安全事業地区一括統合補助 120 億円 地方道路整備臨時交付金 7,033 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>住宅 都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容等の見直し【平成 17 年度までに検討】</p> <p>住宅建設計画法に基づく住宅建設計画の枠組みについて、公営住宅制度について地方分権の推進を図る観点等から、都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容を含め、現在の第八期住宅建設五箇年計画の期間中に見直しを実施する。</p>	<p>平成 14 年 5 月に社会資本整備審議会住宅宅地分科会に設置された企画部会（部会長：八田達夫東京大学教授）において、今後の住宅宅地政策のあり方等について検討に着手しており、この中で、公営住宅制度について地方分権の推進を図る観点等から、都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容を含め検討することとしている。</p> <p>現在の第八期住宅建設五箇年計画の期間中（平成 13 年度～17 年度）に見直しを実施することとしている。（国土交通省）</p>	
<p>公営住宅等に係る補助制度の見直し【逐次実施】</p> <p>公営住宅等に係る補助制度については、公営住宅建替と大規模改修（リフォーム、耐震改修）等の選択の弾力化等、地方公共団体の総合的な取組みを支援することとし、地方公共団体が自主的に策定する「公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、大規模改修等に対し助成する等必要な措置を講ずる。</p> <p>（国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針）</p> <p>(1) 公営住宅等に係る補助制度の見直し</p> <p>公営住宅等に係る補助制度については、ストック改善事業への集中化・重点化、小規模な改善事業への補助の廃止、計画的な改善事業への集中化・重点化、建設・改善の配分の大きくり化（統合補助金化）を図るほか、既存民間ストック等を一層活用した供給方式への見直しや、入居者の保有資産の考慮や住宅困窮事情の評価方法など管理に係る見直しについて検討を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成 15 年度予算において、各種制度改正を行うとともに、ストック総合活用計画の策定や管理に係る見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設等の戸数を縮減し、改善事業への集中化・重点化を図る（平成 14 年度公営住宅戸数 47,000 戸（うち改善 14,000 戸）平成 15 年度公営住宅戸数 47,000 戸（うち改善 19,000 戸）） ・地方公共団体が自主的に定めた「ストック総合活用計画」に位置づけられた計画的な改善事業のみ補助対象にするとともに、特に小規模な改善事業（補助対象額が原則 100 万円未満の改善事業）に対する国の補助を廃止する。 ・建設等と改善事業に係る補助金を統合補助金化する。 <p>また、それ以外に、ストック総合活用計画の策定を推進し、平成 14 年度末時点、全都道府県において策定済となっているほか、管理に係る見直しについて、「公営住宅管理に関する研究会」において現在検討を行っている。</p> <p>今後は、市町村におけるストック総合活用計画の策定を引き続き推進するとともに、「公営住宅管理に関する研究会」における検討結果を今年夏頃を目途にとりまとめることとしている。</p> <p>（国土交通省）</p>	<p>公営住宅建設費等補助 1,949 億円の内数 公営住宅家賃対策等補助 1,453 億円の内数</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>都市公園 都市公園の設置基準、公園施設の種類を含む都市公園の設置及び管理の在り方など都市公園制度の見直し【平成 14 年度中に検討】 都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、地域の実情に応じた公園整備をより一層促していく観点から、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会において、今年度中に次の事項を中心として、都市公園の設置基準、公園施設の種類等を含む都市公園制度の在り方について審議を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講じる。</p> <p>公園施設・占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、建ぺい率の上限等を定める等、オープンスペースとしての機能の保持に留意した上で、条例により追加可能とする。</p> <p>身近な公園に関する設置基準について、運用の実態を踏まえ、できる限り概括的な基準に止めるよう政令で一律に定めている誘致距離の標準に代えて、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的条件等を踏まえた配置方針を定めることとする。</p> <p>なお、都市公園法施行令において定められている一の市町村の都市公園面積の標準は、都市公園整備は当該市町村の自然環境や歴史的環境も踏まえて自主的に行うべきことから、その在り方の見直しを検討することとし、今後、単純な引上げは実施しない。</p>	<p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会第一次報告（平成 14 年 12 月に都市計画部会に報告）を受け、都市公園法施行令について、次の改正を行った。（平成 15 年政令第 101 号、平成 15 年 3 月 28 日公布・施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設である公園施設並びに仮設の占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、条例により追加可能とした。 ・身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した。 <p>都市緑地保全法第 2 条の 2 に規定する市町村が定める緑の基本計画において都市公園の配置方針を定めることについては、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会第二次報告（平成 15 年 3 月）において同旨の報告がなされた。</p> <p>第二次報告を受け、都市公園・都市緑地保全制度の見直しの中で、都市緑地保全法第 2 条の 2 に規定する市町村が定める緑の基本計画において地域の自然的・歴史的条件等を踏まえた身近な公園に関する配置方針を定めることについて、作業を進めている。 (国土交通省)</p>	<p>都市公園事業費補助 939 億円</p>
<p>下水道 下水道の費用負担の在り方や整備手法等の検討【逐次検討】 下水道の整備に当たっては、大都市部の汚水処理を中心に整備水準が向上し、今後、維持管理・更新が重要となることを踏まえ、経営的視点から費用負担の在り方や整備手法等について検討する。</p> <p>また、流域単位で効率的に水質環境基準等の目標を達成するため、排出者責任と受益の帰着の観点から、流域全体の費用負担について検討する。</p>	<p>排出者責任と受益の帰着の観点からの流域全体の費用負担について検討を開始し、平成 14 年度においては、汚濁負荷削減にかかる経済的手法の導入に関する調査の一環として、東京湾流域をモデルとした排出枠取引のシミュレーションを行うなど、経営的視点も含めた費用負担の在り方等について検討を行った。</p> <p>引き続き、平成 15 年度においても継続して調査を実施することとしている。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>下水道の維持管理の民間委託の促進方策の策定【平成 14 年度中に実施】</p> <p>維持管理業務委託等調査専門委員会における検討を踏まえ、平成14年度中に民間委託の促進に必要な条件整備の在り方をとりまとめ、これに基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(社)日本下水道協会に設置された維持管理業務委託等調査専門委員会において、民間委託の促進に必要な条件整備に関する調査・検討が進められ、平成 14 年度末に包括的民間委託の実施に関するマニュアル等として「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」が取りまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、国土交通省から平成 15 年 3 月 27 日付け事務連絡により、維持管理業務の一層の効率化に資するよう周知徹底を図っている。(国土交通省)</p>	
<p>下水道施設基準の制定【平成 14 年度以降実施】</p> <p>下水道施設基準について、性能規定として基準を制定する。</p>	<p>下水道の施設の基準について、性能規定として、できる限り早期に政令で規定すべく、現在、検討を進めているところであり、今後、他省庁及び関係機関との調整等を行っていく予定となっている。(国土交通省)</p>	
<p>港湾</p> <p>効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点等のこれまでの方向を踏まえた取組み【逐次実施】</p> <p>港湾については、地方分権推進委員会第 5 次勧告を踏まえ、直轄事業の基準の明確化が図られてきたところであり、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から重要港湾から地方港湾への見直し、直轄事業箇所数の縮減等の取組みが進められてきたところである。</p> <p>今後とも、そうした方向での取組みを検討するとともに、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資に努める。</p>	<p>平成 15 年度予算において、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から、投資の効率化を推進し、政策上重要な港湾に選択的かつ集中的に投資する措置を講じている。</p> <p>重要港湾の実施箇所数削減 (平成 14 年度 900 箇所 平成 15 年度 850 箇所)</p> <p>地方港湾の実施港数削減 (平成 14 年度 265 港 平成 15 年度 244 港)</p> <p>今後においても、引き続き、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資を行うための取組みを進めることとしている。(国土交通省)</p>	<p>港湾改修費補助 815 億円の内数</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>農業農村整備 農業農村整備における国の役割の重点化【平成 15 年度以降逐次実施】</p> <p>農業農村整備においては、これまでも事業実施方式の改革に取り組んできているが、農業農村整備事業については、地方分権推進の観点から、今後とも、国の役割の重点化を進める。</p> <p>このため、国営農地開発事業を廃止するとともに、国営かんがい排水事業のうち国営造成土地改良施設整備事業の採択要件を引き上げる。</p>	<p>平成 15 年度予算において次の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農地開発事業の廃止 ・国営造成土地改良施設整備事業の採択要件を事業費 3 億円以上から 10 億円以上に引上げ ・既存ストック重視の社会資本整備を進める観点から、ダムの新規採択は厳に抑制 ・従来の農地の整備率の向上を主目的とした「ほ場整備事業」等を廃止し、地域における経営体の育成と経営体への農地の利用集積の推進といった成果目標をより重視した事業体系に転換するため「経営体育成基盤整備事業」を創設（これに伴い、30%以上の農地利用集積率を新たな事業要件とした。） ・生活環境整備に係る複数の事業実施地区に対して、一括して市町村に補助金を交付し、市町村の裁量により事業毎の地区別予算を配分することができる「むらづくり総合整備事業」を創設 ・広域農道整備事業の効果の早期発現を図る観点から、平成 13 年度新規地区採択を停止したが、継続地区への重点的な予算配分を行うなど、新規地区採択を抑制 <p>なお、学識経験者等から構成される第三者委員会において、一般道路との連携や産地の形成の観点から、広域農道の見直しを検討しており、この検討会において示される方針に基づき、事業主体が見直しの検討を行い、今後新たに事業採択する路線を限定し、平成 16 年度概算要求前に検討結果をとりまとめ、公表する予定としている。</p> <p>また、農村生活環境に係る国庫補助金については、平成 15 年度中に第三者（学識経験者）による委員会の意見を踏まえ、事業内容を農業生産基盤の整備と関連するものへ重点化することを検討し、その結果を踏まえ、平成 16 年度より順次、実施することとしている。</p> <p>(農林水産省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>農業農村整備に係る費用対効果分析の一層の高度化及び再評価、事後評価における費用対効果分析の実施【平成15年度以降実施】</p> <p>農業農村整備事業においては、費用対効果分析の内容について、算定手法の一層の向上を目指した検討を行い、また、国の直轄事業に係る再評価や事後評価においても費用対効果分析を適用することとし、平成15年度以降、段階的な試行に着手する。</p>	<p>事前評価における総合的な事業評価手法並びに国の直轄事業に係る再評価及び事後評価における費用対効果分析について、平成15年2月には食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会を開催し、平成15年8月を目途に事例地区で試行を行うこととしている。</p> <p>今後、平成15年度以降、事例地区での試行結果や第三者による委員会での意見等を踏まえ、事前評価における総合的な事業評価手法並びに再評価及び事後評価における費用対効果分析の算定手法の確立に努めることとしている。(農林水産省)</p>	
<p>既存の生産基盤施設に係る改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方【平成15年度以降実施】</p> <p>直轄事業を含め、既存の生産基盤施設に係る改修事業の実施に当たっては、管理主体による適切な維持管理を促していく観点から、改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方を検討することとし、予防保全等土地改良施設の長寿命化に資する維持管理や、計画的・機動的な更新の実施など、基幹的な農業水利施設の適切で効率的な保全と更新について、検討を進め、実施に移す。</p>	<p>維持管理費や更新費用を含めたライフサイクルコストの低減を図る観点から、既存ストックを有効利用し施設の長寿命化を図る国営造成施設保全対策指導事業および保全対策事業を平成15年度より創設した。(農林水産省)</p>	
<p>地域主体の森林管理の在り方</p> <p>地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の検討【逐次実施】</p> <p>借入金に多くを依存して分収林を造成してきた林業公社が各地域で経営的に厳しい状況となっているように、民有林においても、森林所有者による林業生産活動を産業政策の観点から助長していけば適切な森林整備が行われ、森林の公益的機能が自ずと確保されるとの考え方の転換が求められている。</p> <p>森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図るとともに、今後さらに、地域の実態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の方向性を検討し、実施に移していく。</p>	<p>森林の整備については、地方公共団体がより自主性を発揮できるよう、森林整備事業において新たな統合補助金を創設するなど、森林計画制度に基づき、国と地方の適切な役割分担、国民参画の下、地域の自主性・選択を重視しつつ実施されるよう、地域特性に応じた森林整備を推進している。(農林水産省)</p>	<p>森林整備事業 1,816億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針) 地域主体の森林管理の在り方 (ア) 地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の在り方 森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図るとともに、今後さらに、地域の実態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の方向性を検討し、実施に移していく。</p>		
<p>廃棄物対策 廃棄物処理に係る国の総合的な責任の明確化等【平成 14 年度中に中央環境審で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 平成14年中に中央環境審議会において必要な検討を進め、その結果に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等必要な措置を講じる。 この場合において、現在、暫定的に法定受託事務とされている都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、産業廃棄物対策が我が国の環境政策における全国的な問題となっていることを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、国の責務や総合的な責任強化の方向の明確化等を図った上で、法定受託事務と位置付ける方向で検討する(地方分権推進計画の定める法定受託事務のメルクマールについては、産業廃棄物処理の現状を踏まえて、今後整理を行うものとする。)なお、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぎ、これを成し遂げた時点においては、廃棄物処理に係る事務事業の本質及び産業廃棄物をめぐる環境変化を踏まえ、自治事務とすることを検討するものとする。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の国の責務については、産業廃棄物分野の構造改革を進め、円滑に成し遂げるという観点から、産業廃棄物処理に関する国の責務を明確化する方向で検討する。 また、広域行政の視点も踏まえ、国の総合的な責任の強化を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の国の廃棄物に関する基本方針の内容の明確化を図る。</p>	<p>「意見」も踏まえ、中央環境審議会において検討が進められ、「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)」がとりまとめられた。これらを踏まえ、今国会に提出している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(平成15年3月11日閣議決定)において、国の責務を明確化し廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として規定している。</p> <p>これらに伴って、暫定的に法定受託事務とされていた都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、「地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(4))」に区分され、法定受託事務として整理されている。</p> <p>今後は、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぐとともに法改正の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針を見直し、その内容の明確化を図ることとしている。 (環境省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化【平成 14 年度中に中央環境審議会が必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</p> <p>産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、各都道府県の取組みや大都市圏の自治体の共同での取組みに対する支援措置等の一層の活用を図る。</p> <p>排出事業者責任原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、民間の処理体制確保にも資するよう、国民・事業者の理解を求める普及啓発を含め、処理業者の更なる優良化や優良な施設の立地促進を図るなど、処理施設設置の円滑化につながる施策を実施する。</p> <p>広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、関係都道府県・関係機関の連携確保などの点で、国がより積極的に広域的視点から調整・助言する仕組みを創設する。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(1) 産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化</p> <p>産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、各都道府県の取組みや大都市圏の自治体の共同での取組みに対する支援措置等の一層の活用を図る。</p> <p>排出事業者責任原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、民間の処理体制確保にも資するよう、国民・事業者の理解を求める普及啓発を含め、処理業者の更なる優良化や優良な施設の立地促進を図るなど、処理施設設置の円滑化につながる施策を実施する。</p> <p>広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、関係都道府県・関係機関の連携確保などの点で、国がより積極的に広域的視点から調整・助言する仕組みを創設する。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、都道府県・保健所設置市が関与した公共関与の処理主体である産業廃棄物処理センター等による産業廃棄物処理施設のモデル的な整備事業に対して国として財政的支援を行っているところであり、今後ともこれらの財政的支援の一層の活用を図ることとしており、平成 15 年度予算においても、増額を図っている。</p> <p>今国会に提出している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(平成 15 年 3 月 11 日閣議決定)において、広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として定めるとともに、産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるよう、国は職員の派遣その他の必要な措置を講じること努めるものとした。また、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。</p> <p>さらに、平成 9 年の廃棄物処理法の改正前に行われた不適正処理が、長期間生活環境上の支障を発生させていることに鑑み、同法とともに今国会に提出している特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案において、都道府県又は保健所設置市が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債の特例等の特別な措置を講ずることができるようにした。</p> <p>(環境省)</p>	<p>廃棄物処理施設整備費補助 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等補助金 42 億円 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 32 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>廃棄物をめぐる様々な問題に関係省庁で総合的に取り組む体制の整備等【平成 14 年度中に中央環境審議会が必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</p> <p>不法投棄対策について、地方環境対策調査官事務所を中心としつつ、河川、海岸、森林等の管理業務を行う他省庁の地方支分部局や、都道府県等と連携する体制づくりを行う。</p>	<p>地方環境対策調査官事務所を中心とした体制づくりのため次のような基盤整備を行っている。</p> <p>携帯情報端末を利用した不法投棄の早期対応システムを地方環境対策調査官事務所等へ導入するとともに、都道府県が同システムを整備する場合は補助することとした。</p> <p>地方環境対策調査官に必要な権限等を与えるため、職員の派遣措置を明記するとともに、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県知事と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えるようにするための法改正を、今国会で提出している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案において行うこととしている。</p> <p>(環境省)</p>	<p>廃棄物適正処理監視等推進費補助金 2 億円</p>
<p>国の基本方針と都道府県の計画との整合性をとり、県域を超えた問題への対応を図るために必要な措置【平成 14 年度中に中央環境審議会が必要な検討を行い、その結果に基づき措置】</p> <p>広域行政の視点での調整という観点から、例えば、最終処分場等の確保が困難な地域における広域的な産業廃棄物処理方針を定める等基本方針の内容の明確化を図るとともに、都道府県が基本方針に則して都道府県廃棄物処理計画を策定するということから、基本方針について、国及び都道府県が調整する仕組みを創設する。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(I) 国の基本方針と都道府県の計画との整合性をとり、県域を超えた問題への対応を図るために必要な措置</p> <p>広域行政の視点での調整及び都道府県が基本方針に則して都道府県廃棄物処理計画を策定する観点から、基本方針について、その内容の明確化を図るとともに、国及び都道府県が調整する仕組みを創設する。</p>	<p>国の基本方針と都道府県廃棄物処理計画との整合性をとり、県域を超えた広域的な問題への対応を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(平成 15 年 3 月 11 日閣議決定)において、国が広域的な見地からの調整を行う業務を有する旨及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針の策定・変更を行う際には、都道府県知事の意見を聴かなければならない旨明記した。(環境省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>地方三公社の在り方</p> <p>地方住宅供給公社の在り方の検討【平成 14 年度以降実施】</p> <p>地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社検討委員会の検討結果を踏まえ、自主的解散規定の創設等地方住宅供給公社の業務や組織運営の在り方について、地方公共団体の意向を踏まえ国の関与の簡素合理化等の観点からも検討を行い、必要な措置を講じる。</p>	<p>平成 14 年 2 月より地方住宅供給公社検討委員会を設置（3 回にわたり委員会を開催）し、地方住宅供給公社の業務や組織運営のあり方について、地方公共団体からの参加も得て、地方公共団体の意向を踏まえつつ、検討している。</p> <p>平成 15 年度中に地方住宅供給公社検討委員会において検討結果の取りまとめを行い、その後、検討結果について必要な措置を講ずることとしている。(国土交通省)</p>	
<p>地方道路公社の在り方の検討【逐次検討】</p> <p>地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革の動向等を踏まえて、検討する。</p>	<p>道路関係四公団については、平成 17 年度中に民営化することとされており、これを踏まえ、地方道路公社の在り方について必要に応じ検討することとしている。(国土交通省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)																
<p>(6)「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在り方</p> <p>ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点</p> <p>今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方を見直す観点から行われるものであり、また、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で検討される必要がある。</p> <p>こうした観点に立って、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から国庫補助負担事業を縮減する方策として、いくつかの基準を提示したい。</p> <p>その第一は、事業主体の観点からの国の役割の重点化である。この観点から、市町村事業への国庫補助負担は、汚水処理施設の整備等全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、国が直接、間接に市町村事業に助成することは縮減していくことを原則とすべきである。市町村のエリアを超える効果をもつものについても、その効果が都道府県の範囲内にとどまるものは、都道府県の自主的な対応を見守ることとすべきである。</p> <p>第二は、公共事業の対象となる公共施設等の性格に応じた重点化である。公共事業の個別法には、その公共施設等の広域性や重要性から、その内容を区分している例が多い。例えば、道路法上は国道直轄区間、補助国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道があり、土地改良法に基づき広域農道、一般農道等がある。また、港湾は、法律上、その重要度に応じた特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の区分があるほか、関連して、重点化を図る観点から中核・中枢港湾という考え方が導入されている。</p> <p>現在、国庫補助負担金の採択に当たって、こうした区分に応じた格差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度が設</p>	<p>【公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等】</p> <p>平成15年度予算においては、次のような措置が講じられた。</p> <p>1. 国庫補助負担事業について、当会議意見を踏まえ、対象事業の重点化、採択基準の引上げ等の制度的見直しを行うとともに、公共事業関係の国庫補助負担金について、</p> <table border="0"> <tr> <td>2,625億円(5.6%)の削減を実施している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共投資関係費全体</td> <td>3,408億円(3.7%)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公共投資関係費</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td> 国庫補助負担金</td> <td>4.3%(特別会計を含む)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 農業農村整備事業に係る</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国庫補助負担金</td> <td>6.8%</td> </tr> </table> <p>2. 廃止・縮減等の改革の視点への対応</p> <p>(1) 市町村事業等への国庫補助負担金の廃止縮減等</p> <p>市町村道への補助は原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併などの特別な観点で行うものに限定。</p> <p>汚水に関する下水道管きよの維持更新のうち新規事業分については、特別区及び指定都市に係るものは、原則として、国庫補助負担事業を廃止</p> <p>準用河川改修事業(市町村の権限)に係る採択基準の下限額を引上げ</p> <p>港湾施設改修費統合補助について、市町村管理に係る補助採択基準を引上げ</p> <p>一定の整備水準を超えている市町村について都市公園等統合補助事業による新規箇所の採択を原則廃止</p> <p>市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち、粗大ごみ処理施設等を廃止</p>	2,625億円(5.6%)の削減を実施している。		公共投資関係費全体	3,408億円(3.7%)	国土交通省関係		公共投資関係費	3.3%	国庫補助負担金	4.3%(特別会計を含む)	農林水産省関係		農業農村整備事業に係る		国庫補助負担金	6.8%	
2,625億円(5.6%)の削減を実施している。																		
公共投資関係費全体	3,408億円(3.7%)																	
国土交通省関係																		
公共投資関係費	3.3%																	
国庫補助負担金	4.3%(特別会計を含む)																	
農林水産省関係																		
農業農村整備事業に係る																		
国庫補助負担金	6.8%																	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減に当たっては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行うべきである。</p> <p>また、既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任をもって行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきであり、維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次国庫補助負担事業の廃止・縮減を実行に移すべきである。</p> <p>第三は、公共事業に係る採択基準の引上げ等の見直しである。地方分権改革の中で、これまでも、実効的な国庫補助負担事業の重点化の方策として、採択基準の引上げが行われてきた。今後の国庫補助負担事業の廃止・縮減、重点化に当たっては、公共事業の各分野の特性を踏まえた一定の目標をもって、段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討すべきである。また、事業採択に係る費用対効果分析等に当たっては、経済情勢等の適正な反映に努めていくべきである。</p> <p>イ 「改革と展望」の期間中の公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向</p> <p>「改革と展望」は、「国の公共投資については、その時々々の経済動向を勘案しつつ、『改革と展望』の対象期間を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。また、地方の公共投資の水準についても、国と同一基調で見直していくべきである。」としている。当会議としても、改革と展望が示した公共投資水準の重点化、効率化を着実に実施することを求めるものであるが、今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減も、これを踏まえたものでなくてはならない。</p>	<p>(2) 広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化市町村道への補助の原則廃止(再掲) 地方港湾の事業実施港数の削減(265港 244港) 国営農地開発事業の廃止 ほ場整備事業等の廃止と経営体育成基盤整備事業の創設 地域水産物供給基盤整備事業における漁獲高の流通範囲が所在市町村に限られる第一種漁港についての新規採択の見送り</p> <p>(3) 採択基準の引上げ等 道路等 地方道改修費補助(市町村事業) 5,000万円以上 5億円以上 街路事業費補助(市町村事業) 1億円以上 5億円以上 交通安全事業 5,000万円 (上限を廃止・下限設定)</p> <p>治山、治水 森林水環境総合整備 5,000万円以上 7,000万円以上 集落水源山地整備 7,000万円以上 1億円以上 生活環境保全林整備 保健保安林又は風致保安林の指定(採択基準に追加) 準用河川改修費補助 3億円以上 4億円以上 河川、砂防、地すべり対策事業(修繕費補助) 3,900万円以上 5,000万円以上</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>当会議としては、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する観点から、今後、「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏まえつつ、国庫補助負担金の廃止・縮減については、これを上回る縮減を目指して実施すべきであると考えます。</p> <p>その結果、公共投資全体に占める国庫補助負担事業のウェイトは、順次低下していくものと考えられる。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(6) 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在り方</p> <p>ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点</p> <p>(ア) 市町村事業への国庫補助負担金は、污水处理施設の整備等全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、国が直接、間接に市町村事業に助成することは廃止・縮減していくことを原則とする。市町村のエリアを超える効果を持つものについても、その効果が都道府県の範囲内にとどまるものは、都道府県の自主的な対応を見守ることとする。</p> <p>(イ) 国庫補助負担事業の廃止・縮減に当たっては、広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行う。</p> <p>(ウ) 既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任をもって行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討する。また、維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次国庫補助負担事業を廃止・縮減する。</p> <p>(エ) 国庫補助負担事業の廃止・縮減、重点化に当たっては、公共事業の各分野の特性を踏まえた一定の目標をもって、段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。また、事業採択に係る費用対効果</p>	<p>海岸事業(補修統合補助事業) 3,500万円以上 4,000万円以上(都道府県) 1,500万円以上 2,000万円以上(市町村) 海岸事業(高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業) 5,000万円以上 6,000万円以上 海岸事業(海域浄化対策事業) 8,000万円(下限額を設定) ダム事業 新規箇所を厳選</p> <p>都市公園 防災公園(緊急の防災対策が特に必要な大都市等を除く) 1ha以上 2ha以上</p> <p>公営住宅 「ストック総合活用計画」に位置付けられた計画的な改善事業のみを補助対象 特に小規模な改善事業(補助対象額が原則100万円未満の改善事業) 廃止</p> <p>空港 地方公共団体が管理する空港(三種空港)におけるILSの高カテゴリー化に必要な施設用地及び照明施設の整備のうち地方公共団体が自主的に実施する場合の費用負担 5/10以内 4/10以内</p> <p>港湾 港湾施設改良費統合補助(市町村管理港湾) 2,000万円以上 4,000万円以上</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>分析等に当たっては、経済情勢等の適正な反映に努める。</p> <p>イ 公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向 (ア) 公共事業関係の国庫補助負担金の廃止・縮減については、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する観点から「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏まえつつ、これを上回る縮減を目指して実施する。</p>	<p>農業農村整備 経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業を廃止・創設） 30%以上の農地利用集積率（新たな事業要件） 国営農地開発事業の廃止 国営かんがい排水事業 （国営造成土地改良施設整備事業） 3億円以上 10億円以上</p> <p>（4）地方への税源移譲 市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し及び直轄事業による高速道路整備に係る地方負担の導入に伴う影響分約930億円について、自動車重量譲与税の譲与割合の引き上げにより税源移譲を行う。 自動車重量譲与税に係る譲与割合 （現行）1/4 （改正後）1/3</p>	
<p>ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業縮減の方向 上記のような公共事業に係る国庫補助負担事業の見直しに基づき、当会議における調査審議を踏まえて、公共事業の個別分野ごとの見直しの方向性の概略を述べれば、次のようなものとなる。これらについては、改めて、政府において、個別の事業分野ごとに精査することが必要であることは言うまでもない。なお、下記に掲げた公共施設等はいずれも国民生活に必要なものであり、国庫補助負担事業を廃止・縮減した場合においては、整備水準や事業規模は地方公共団体の自主的な判断に委ねられるとしても、地方公共団体の役割として、必要な事業を実施する責務を有することは留意する必要がある。</p> <p>（国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針）</p> <p>ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向 (ア) 事業分野別の国庫補助負担事業については、以下のとおり廃止・縮減等を図る。</p>		

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>道路等</p> <p>道路については、市町村道のうちその効果が市町村内にとどまるものへの国庫補助負担事業は原則として廃止・縮減していくべきである。また、国道補助区間や主要地方道をはじめネットワーク形成の観点等から重要なものへ重点化を図っていくべきである。また、国庫補助負担事業は、採択基準の引上げ等の検討や、バイパスの整備や大規模な交差点改良等の基幹的な事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等に重点化していくことを検討すべきである。</p> <p>また、農道整備等については、その他の生産基盤整備等と関連して行う農道整備等を除き、道路事業と同様の方向で、地方単独事業との役割分担を踏まえ、見直しを行うべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>道路等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村道への補助は原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併など特別な観点で行うものに限定した上で採択基準を都道府県道並みに引き上げる。 交通安全事業については、事業規模の採択要件の上限を廃止するとともに、下限(5,000万円)を新たに設定し、段階的に引き上げることを検討する。 ネットワーク形成の観点等から重要なものへ重点化を図るとともに、採択基準の引上げ等の検討や基幹的な事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等への重点化を図る。 上記の採択基準引上げの影響等を考慮しつつ、事務・事業の一層の重点化・効率化を図る。 農道整備等については、その他の生産基盤整備等と関連して行う農道整備等を除き、道路事業と同様の方向で重点化を図る。 	<p>市町村道への補助は原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併など特別な観点で行うものに限定し、採択基準を都道府県道並に引き上げ(5,000万円又は1億円以上 5億円以上)るとともに、この見直し等に対応し、国と地方の適切な役割分担等の観点から、自動車重量税の譲与割合を3分の1(現行4分の1)に引き上げ、国から地方へ約930億円を移譲することとしている。</p> <p>交通安全事業について、事業規模の採択要件の上限を廃止するとともに、下限を新たに設定する。(下限値 5,000万円) (国土交通省)</p> <p>広域農道整備事業の効果の早期発現を図る観点から、平成 13 年度新規地区採択を停止し、継続地区への重点的な予算配分を行うなど、新規地区採択を抑制している。</p> <p>学識経験者等から構成される第三者委員会において、一般道路との連携や産地の形成の観点から、広域農道の見直しを検討しており、この検討会において示される方針に基づき、事業主体が見直しの検討を行い、今後新たに事業採択する路線を限定し、平成 16 年度概算要求前に検討結果をとりまとめ、公表する予定である。 (農林水産省)</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>地方道改修費補助 1,538億円の内数 街路事業費補助 587億円の内数 交通安全施設等整備事業費補助 919億円</p> <p>【農林水産省】</p> <p>農道整備事業費補助 うち広域農道整備事業費補助分 420億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>治山、治水 河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、それぞれの性格や広域的な効果等に応じ、採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。また、水需要や災害の状況等を踏まえ、新規の多目的ダム、治水ダム等の採択のより一層の重点化を図るべきである。その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>治山、治水</p> <ul style="list-style-type: none"> 治山事業については、事業の種類ごとの目的や内容等に応じ、採択基準の引上げ等の見直しを行い事業対象の重点化を図る。 準用河川改修事業については、原則として新規箇所採択を廃止する。ただし、総事業費が6億円以上に係るものについては、氾濫被害の状況等一定の要件を満たすものについて統合補助金化する。 河川、砂防、地すべり対策事業の修繕費補助及び海岸事業の補修統合補助事業、高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業に係る採択基準の下限額について、段階的に引き上げる。 海岸環境整備事業に係る採択基準の下限額について、段階的に引き上げることを検討する。 ダム事業については、新規箇所を厳選する。 	<p>平成 15 年度予算においては、河川、砂防、地すべり事業について、次の国庫補助負担事業について採択基準を引き上げている。</p> <p>準用河川改修事業費補助 河川、砂防、地すべり対策事業の修繕費補助 また、ダム事業について、新規箇所を厳選している。(国土交通省)</p> <p>平成 15 年度予算においては、海岸事業について、次の国庫補助負担事業について、採択基準の引上げ等見直しを実施している。</p> <p>海岸事業のうち補修費統合補助事業 海岸事業のうち高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業 また、海域浄化対策事業については、新たに採択基準に下限額を設けている。</p> <p>今後、採択基準の下限額について段階的に引き上げていく予定であり、海岸環境整備事業の採択下限額についても検討を進めることとしている。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>平成 15 年度予算においては、治山事業について、事業対象の重点化を図るため、森林水環境総合整備事業及び集落水源地整備事業の採択基準の引き上げ等の見直しを実施している。(農林水産省)</p>	<p>【国土交通省】 準用河川改修費補助 36 億円 河川修繕費補助 16 億円 砂防設備修繕費補助 2.5 億円 地すべり防止施設修繕費 0.7 億円 海岸保全施設整備事業費補助のうち補修費統合補助 10 億円 海域浄化対策事業費補助 1.5 億円</p> <p>【農林水産省】 補修費統合補助事業 1.3 億円 高潮対策事業等の市町村事業 66 億円 森林水環境総合整備事業 12 億円 集落水源地整備事業 24 億円 生活環境保全林整備事業 47 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>都市公園</p> <p>都市公園については、都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、現在、継続実施中の事業を除き、効果が一市町村の範囲内にとどまるものは、整備状況等も踏まえつつ順次、小規模なものから国庫補助負担事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市公園等に重点化していくことを検討すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園については、都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、現在、継続実施中の事業を除き、効果が一市町村の範囲内にとどまるものは、整備状況等も踏まえつつ、小規模なものから国庫補助負担事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市公園等に重点化する。 	<p>平成 15 年度予算において、一定の整備水準（一人当たり都市公園面積が市町村の区域で 10 m²かつ市街地で 5 m²）を超えている市町村の都市公園事業について、補助を廃止・縮減し、大規模公園、防災公園等に重点化を図った。具体的には以下の措置を講じている。</p> <p>(1) 都市公園等統合補助事業の補助対象要件の設定</p> <p>以下の かつ の基準を満たしている市町村においては、緑化重点地区整備事業を除き、都市公園等統合補助事業による新規箇所の採択を廃止。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一の市町村の区域内の都市公園の、住民（都市計画区域人口が対象）一人当たりの敷地面積が 10 m²以上 同市町村の DID 区域内の都市公園の、住民一人当たりの敷地面積が 5 m²以上 <p>(2) 防災公園の補助対象要件の引き上げ</p> <p>新規採択箇所について補助対象となる防災公園の計画面積を原則 1ha 以上から 2ha 以上に引き上げ。（緊急の防災対策が特に必要な大都市等を除く）</p> <p>今後とも平成 15 年度に講じた措置を継続することにより、整備が一定整備水準に達した市町村における補助を縮減し、大規模公園、防災公園、緑化重点地区総合整備事業等に重点化。</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>都市公園事業費補助 939 億円</p>
<p>公営住宅</p> <p>公営住宅については、家賃に係る補助と併せて、公営住宅の新設、改善等は国庫補助負担金を受けて行うことが原則となっているが、既存ストックを最大限活用する観点から、改善事業を重視する方向で建設戸数を見直すとともに、改善事業と建設事業との事業費の配分や小規模な改善事業の実施に関して地方公共団体の自主性に委ねていく方</p>	<p>平成 15 年度予算において、各種制度改正を行うとともに、ストック総合活用計画の策定や管理に係る見直し、検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設等の戸数を縮減し、改善事業へ集中化・重点化（平成 14 年度公営住宅戸数 47,000 戸（うち改善 14,000 	<p>公営住宅建設費等補助 1,949 億円の内数 公営住宅家賃対策等補助 1,453 億円の内数</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>向で、国が整備・管理等に関与すべき範囲等を検討すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅については、ストック改善事業への集中化・重点化、小規模な改善事業への補助の廃止、計画的な改善事業への集中化・重点化、建設・改善の配分の大きくくり化(統合補助金化)を図るほか、既存民間ストック等を一層活用した供給方式への見直しや、入居者の保有資産の考慮や住宅困窮事情の評価方法など管理に係る見直しについて検討する。 	<p>戸) 平成 15 年度公営住宅戸数 47,000 戸(うち改善 19,000 戸))</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が自主的に定めた「ストック総合活用計画」に位置づけられた計画的な改善事業のみ補助対象にするとともに、特に小規模な改善事業(補助対象額が原則 100 万円未満の改善事業)に対する国の補助を廃止 建設等と改善事業に係る補助金を統合補助金化する。 <p>また、それ以外に、ストック総合活用計画の策定を推進し、平成 14 年度末時点、全都道府県において策定済となっているほか、管理に係る見直しについて、「公営住宅管理に関する研究会」において現在検討を行っている。</p> <p>今後は、市町村におけるストック総合活用計画の策定を引き続き推進するとともに、「公営住宅管理に関する研究会」における検討結果を今年夏頃を目途にとりまとめることとしている。</p> <p>(国土交通省)</p>	
<p>下水道、農業集落排水</p> <p>下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等は、その整備に要する財源を一定の範囲内で国が負担することを前提に、大都市等から整備が進められてきたものである。こうしたことから、今後も、汚水処理の衛生処理システムが概成するまでの間は、国庫補助負担事業の継続が必要であると考えられる。その際には、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた全国的な整備水準の今後の見通しとこれに必要な財源全体を明らかにしながら、事業を進めていくことを検討すべきである。</p> <p>また、汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として、順次地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきである。</p>	<p>平成 15 年度予算において、地方自治法における特別区及び指定都市について、汚水に関する下水管きよの維持更新のうち新規事業分については、原則として、国庫補助負担事業を廃止することとした。(国土交通省)</p> <p>各都道府県に対し平成 14 年 12 月 4 日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進などに関する通知を发出したが、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた整備の見通しとこれに必要な財源については、都道府県構想見直しの中で明らかにされるものである。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>【農林水産省】 農業集落排水事業費補助 793 億円</p> <p>【国土交通省】 下水道事業費補助 8,904 億円の内数</p> <p>【環境省】 廃棄物処理施設整備費補助</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針) 下水道、農業集落排水</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等については、汚水処理の衛生処理システムが概成するまでの間は、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた全国的な整備水準の今後の見通しとこれに必要な財源全体を明らかにしながら、事業を進めていくこととする。 汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として、順次地方公共団体の自主性に委ねる方向で検討する。 	<p>「汚水処理施設の整備等に関する関係省連絡会議」を関係省(国土交通省、農林水産省、環境省)の部長級に格上げして実施し、その中で汚水処理に関する事業横断的な「汚水処理施設整備率」について協議することとし、土地改良長期計画、社会資本整備重点計画、廃棄物処理施設整備計画等の中でその見通しを明らかにしながら、各汚水処理施設の整備を進めていくことを検討している。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業 211億円</p>
<p>空港</p> <p>空港の配置的側面からの整備は概成しており、地域開発・振興を主眼とした地方空港の整備は、地方が創意工夫の下に、主体的役割を發揮することが適当である。このため、地域の自主性をより尊重する観点から、国と地方の役割を見直し、現在、継続中の事業や離島空港を除き地方空港の新設に対する国庫補助負担金は抑制するとの方針に沿って、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のない地方空港の整備については国庫補助負担事業の廃止・縮減を図るとともに、地方単独事業で実施する事業の範囲の拡大等を検討すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針) 空港</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自主性をより尊重する観点から、国と地方の役割を見直し、現在、継続中の事業や離島空港を除き地方空港の新設に対する国庫補助負担金は抑制するとの方針に沿って、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のないゼネラル・アビエーション空港等の地方空港の整備については国庫補助負担事業の廃止・縮減を図るとともに、地方単独事業で実施する事業の範囲の拡大等を行う。 	<p>地方公共団体が管理する空港における ILS の高カテゴリー化に必要な施設用地及び照明施設の整備について、地方単独事業で実施できるようにし、そのうち一定のものについて補助を行うこととした。(三種空港：5/10以内 4/10以内)</p> <p>今後は、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のないゼネラル・アビエーション空港等の地方空港の整備に対する国庫補助負担事業の縮減に努めていくこととしている。(国土交通省)</p>	<p>空港整備事業費補助 141億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>港湾</p> <p>港湾については、国庫補助負担事業は、重要港湾の中でも中核・中 枢港湾等への効率的・効果的な投資が進められているが、今後、利用 者数や貨物取扱量等の客観的な指標に基づいて、特定重要港湾、重要 港湾、地方港湾の整備の在り方等について検討するとともに、採択基 準の引上げ等の検討を行うなどにより、今後の地方港湾の整備に対す る国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の 事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責 任と財源で実施していく体制を確立する方向で検討すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾については、利用者数や貨物取扱量等の客観的な指標に基づい て、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の整備の在り方等について見 直すとともに、採択基準の引上げ等を行うなどにより、今後の地方港 湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その 他の地方港湾の事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共 団体の自らの責任と財源で実施していく体制を確立する。 	<p>平成 15 年度予算では、効率的・効果的な投資を促進する 観点から、港湾の整備に対する国庫補助負担事業について採 択基準の引上げ等の見直しを実施している。</p> <p>港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補 助採択基準を引き上げ(2,000 万円 4,000 万円)</p> <p>地方港湾について実施港数を削減 (平成 14 年度 265 港 平成 15 年度 244 港、21 港削減) 引き続き、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な 投資を行うための取り組みを進める。(国土交通省)</p>	<p>港湾改修費補助 815 億円の内数</p>
<p>農業農村整備</p> <p>農業農村整備については、下水道等他の汚水処理施設の在り方と併 せて検討すべき農業集落排水事業等を除き、農村生活環境に係る国庫 補助負担事業は、原則として、都市部も含めた住民に身近な社会資本 整備に対する国庫補助負担事業の見直しと整合を図りつつ、重点化を していくことを検討すべきである。</p> <p>また、農業生産基盤については、算定方法の手法の向上等費用対効 果分析の高度化を図った上で、その適切な運用に努めるとともに、国 庫補助負担事業の採択基準の引上げ等の検討を行い、国の助成の重点 化を図ることを検討すべきである。なお、既存ストックの改修事業等 は管理主体の責任と財源で実施することを重視しつつ、農業生産基盤 の特性と管理主体を踏まえた適切な財源付与の在り方について検討</p>	<p>農村生活環境に係る国庫補助金については、平成 15 年度 中に学識経験者等から構成される第三者委員会の意見を踏 まえ、事業内容を農業生産基盤の整備と関連するものへ重点 化することを検討し、その結果を踏まえ、平成 16 年度より 順次、実施する。</p> <p>費用対効果分析の一層の高度化を図るため、平成 15 年 2 月に第三者(学識経験者)による委員会を開催し、事前評価 における総合的な事業評価手法について検討を進めてきた ところである。</p> <p>従来の農地の整備率の向上を主目的とした「ほ場整備事 業」等を廃止し、地域における経営体の育成と経営体への農</p>	<p>経営体育成基盤整備事業 976 億円 農村振興総合整備事業 108 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>農業農村整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備については、下水道等他の汚水処理施設の在り方と併せて検討すべき農業集落排水事業等を除き、農村生活環境に係る国庫補助負担事業の農業生産基盤の整備と関連するものへの重点化を図る。 農業生産基盤については、国庫補助負担事業の採択基準の引上げ等を行い、国の助成の重点化を図る。 既存ストックの改修事業等は管理主体の責任と財源で実施することを重視しつつ、農業生産基盤の特性と管理主体を踏まえた適切な財源付与の在り方について検討し、採択基準の引上げ等を図る。 	<p>地の利用集積の推進といった成果目標をより重視した事業体系に転換するため「経営体育成基盤整備事業」を平成 15 年度より創設した。これに伴い、30%以上の農地利用集積率を新たな事業要件とした。(農林水産省)</p>	
<p>森林整備</p> <p>地方公共団体が実施する民有林整備については、地球温暖化対策等を踏まえながら、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図りつつ、より包括的な財源措置の在り方を検討するなど、今後、個別の造林事業ごとに行う国庫補助負担事業を見直し、地域の自主性をより発揮できるような方向で検討すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が実施する民有林整備については、地球温暖化対策等を踏まえながら、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図りつつ、より包括的な財源措置の在り方を検討するなど、今後の森林整備事業ごとに行う国庫補助負担事業を見直し、地域の自主性をより発揮できるようにする。 	<p>森林の整備については、森林計画制度に基づき、国と地方の適切な役割分担、国民参画の下、地域の自主性・選択を重視しつつ実施されており、地域特性に応じた森林整備を推進している。</p> <p>地方公共団体がより自主性を発揮できるよう、森林整備事業において新たな統合補助金を平成 15 年度より創設した。(農林水産省)</p>	<p>森林整備事業 1,816 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>水産基盤整備 漁場との関係に十分配慮する必要はあるが、利用範囲が地元の漁業を主とする第 1 種漁港に対する国庫補助負担事業は、国民への水産物の安定供給の観点から特に重要なものに限定していく方向で検討すべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針) 水産基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁場との関係に十分配慮する必要はあるが、利用範囲が地元の漁業を主とする第 1 種漁港に対する国庫補助負担事業は、原則として国民への水産物の安定供給の観点から特に重要なものに限定する。 	<p>つくり育てる漁業の拠点整備が主である地域水産物供給基盤整備事業においては、第 1 種漁港にあって、漁獲物の流通範囲が所在市町村に限られるものについては、原則、新規採択を行わないこととした。(農林水産省)</p>	<p>地域水産物供給基盤整備事業(一般) 379 億円</p>
<p>廃棄物処理施設 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくごみ焼却施設の改良等が概成しつつあること、今後のリサイクルの推進等に伴うごみ処理需要の動向等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る費用の有料化の推進を図ることと併せて、処理性能や機能が一般化、普遍化しているごみ処理施設に係る国庫補助事業は、原則として廃止・縮減し、地方公共団体が自らの責任と負担で施設整備を行っていく方向で検討すべきである。その上で、国が補助を行う事業は廃棄物の現状を踏まえ、新たな需要から必要となる施策に係るものに重点化していくべきである。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針) 廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法に基づくごみ焼却施設の改良等が概成しつつあること、今後のリサイクルの推進等に伴うごみ処理需要の動向等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る費用の有料化の推進を図ることと併せて、処理性能や機能が一般化、普遍化しているごみ処理施設に係る国庫補助事業は原則として廃止・縮減し、地方公共団体が自らの責任と負担で施設整備を行っていくこととする。その上で、国が補助を行う事業は廃棄物の現状を踏まえ、新たな需要から必要となる施策に係るものへの重点化を図る。 	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づくごみ焼却施設の改良事業が概ね完了した現状等を踏まえ、既にその目的を達成したと考えられる次の補助事業(新規着工事業)については、平成 15 年度から廃止するなど、国庫補助の重点化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち、粗大ごみ処理施設、生活排水処理施設、排ガス高度処理施設、灰固形化施設、余熱利用施設及び廃水処理施設 <p>(環境省)</p>	<p>廃棄物処理施設整備費国庫補助金(他府省計上分含) 1,581 億円</p>

産業振興

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>【時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置】</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(1) 時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直し</p>		
<p>農林水産関係国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直し【平成 15 年度以降逐次実施】</p> <p>〔また、国の農業・農村政策の多くが、地方公共団体を通じた補助事業により実施されているが、こうした間接補助の在り方を、国と地方の役割の分担を明確化する観点から見直していくことも必要である。農業共済事業事務費負担金のように、都道府県の負担がなく、実質的には団体や市町村の経費を国が負担している性格のものにも関わらず、都道府県への定額間接補助とされ、その執行が都道府県を通じて行われているものなどは、都道府県の意向も踏まえ、国から団体や市町村への直接補助に改める等の整理を検討すべきである。〕</p> <p>地方公共団体が間接補助事業者として、国の補助金等を受けて農林漁業者等に対する助成等を行う事業に関連し、計画づくり等事業を円滑に推進するための地方公共団体の指導事務等に対し推進事業費、推進指導費等の補助金が交付される例が多いが、一定期間継続しているもの等については、地方公共団体の事務としての同化、定着の状況に応じ、廃止・縮減、一般財源化を図っていくべきである。</p> <p>担い手を中心とした農業政策への転換のためには、国の政策も農業政策に重点化を図るべきである。こうした観点から、経営構造対策事業については、経営体の育成・発展に重点化し、生活環境施設等を補助対象メニューから除外する等の措置が講じられているが、今後とも、農山漁村の生活環境整備等については、住民に身近な社会資本整備に対する国の助成の見直しと整合を図りつつ、地方公共団体の自主性を尊重する方向で見直しを検討していくべきである。〕 *〔〕は、本文からの記述</p>	<p>平成 15 年 1 月に都道府県に対し、農業共済事業事務費負担金の在り方について意向調査を行っているところである。</p> <p>平成 15 年度予算においては、「事務・事業の在り方に関する意見」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を踏まえ、地方自治体の自主性・自立性を活かした事務事業の展開が可能となるよう、事業の統合補助金化・大きくり化を進めるとともに、国庫補助負担事業の重点化を図ったほか、推進事業費、推進指導費等の補助金を縮減した。</p> <p>平成 16 年度予算編成に当たっても、地方の知恵を生かせるよう予算の効率化を検討する。</p> <p>農村生活環境に係る国庫補助金については、平成 15 年度中に第三者(学識経験者)による委員会の意見を踏まえ、事業内容を農業生産基盤の整備と関連するものへ重点化することを検討し、その結果を踏まえ、平成 16 年度より順次、実施することとしている。(前掲)</p> <p>(農林水産省)</p>	<p>【定額間接補助の見直し】 農業共済事業事務費負担金 529 億円</p> <p>【推進事業費、推進指導費等の縮減】 計画策定等の指導事務に係る国庫補助金 3.5 億円</p> <p>【統合補助金の創設・拡充】 農村振興整備事業費補助の一部 100 億円 森林環境保全整備事業費補助の一部 11 億円 水産業振興総合対策施設整備費補助金の一部 14 億円</p> <p>【事業の大きくり化】 経営体育成基盤整備事業費補助 875 億円</p> <p>【国庫補助負担事業の重点化】</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(ア) 農林水産関係国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直し</p> <p>地方公共団体が間接補助事業者として、国の補助金等を受けて農林漁業者等に対する助成等を行う事業に関連し、事業を円滑に推進するための地方公共団体の指導事務等に対する推進事業費、推進指導費等の補助金で一定期間継続しているもの等については、地方公共団体の事務としての同化、定着の状況に応じ、廃止・縮減、一般財源化を図る。</p> <p>農山漁村の生活環境整備等については、住民に身近な社会資本整備に対する国の助成の見直しと整合を図りつつ、地方公共団体の自主性を尊重する方向で見直しを検討する。</p> <p>これら以外の農林水産関係の国庫補助負担事業についても、国と地方との適切な役割分担の観点から、廃止・縮減等の見直しを行う。</p>		<p>農業委員会交付金 116 億円 協同農業普及事業交付金 252 億円</p>
<p>協同農業普及事業の在り方の検討【平成 14 年度中に検討、一定の結論】</p> <p>普及事業の在り方に関する検討会において、今後の普及事業の在り方全般について幅広く検討し、普及事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、農業改良普及員の在り方については、基本的に都道府県の判断に委ねていくべきとの観点から、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し、協同農業普及事業交付金の一般財源化を検討するよう提言している。</p> <p>段階的な見直しが必要とする意見があるが、その場合においても、改良普及センターの必置規制、交付金の一般財源化等その交付の在り方、改良普及手当の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(イ) 協同農業普及事業の在り方の見直し</p> <p>農業改良普及事業に係る必置規制の廃止又は大幅緩和、普及組織の</p>	<p>平成 15 年度予算においては、普及事業の重点化を図ることとし、交付金について対前年度比 9.3%縮減している。</p> <p>学識経験者等第三者からなる「普及事業の在り方に関する検討会」を開催し、平成 15 年 3 月に普及事業の改革の基本方向を示した検討会報告「農業改良普及事業改革の基本方向について」をとりまとめた。この報告を受け、今後、具体的な措置を検討することとしている。 (農林水産省)</p> <p>【検討会報告の概要】</p> <p>「普及事業の在り方に関する検討会」の報告を受け、今後、具体的な措置を検討。「検討会」報告概要は以下のとおり。</p> <p>普及職員の必置規制の緩和 普及職員の必置規制は維持。 専門技術員・改良普及員の 2 種類の職員を設置する現</p>	<p>協同農業普及事業交付金 252 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>スリム化、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し、協同農業普及事業交付金の一般財源化等その交付の在り方等について検討を行い、平成 15 年 3 月までに見直しの結論を得る。</p>	<p>行の規定を廃止し、一元化。</p> <p>地域農業改良普及センターの必置規制の廃止 地域農業改良普及センターの長の普及員要件及び普及職員の配置場所に関する規制を併せて廃止。</p> <p>農業改良普及手当の抜本の見直し 支給の上限規定（専門技術員 8%、改良普及員 12%）を廃止。</p> <p>普及組織のスリム化 事業の重点化、高度化・効率化を進め、普及組織のスリム化を促進。 革新的技術・経営方式の普及、地域農業のコーディネートに重点化。 普及職員の資質向上のため、大学卒を基準とする資格制度から大学院修士課程修了者を中心とし、かつ、農業現場経験を課す制度へ高度化。</p> <p>交付金の交付の在り方の見直し 交付金制度は維持。 事業の高度化・効率化による普及組織のスリム化に沿った交付金の縮減について検討。</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>林業普及指導事業の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】</p> <p>林業普及指導事業の在り方に関する懇談会を開催し、今後の林業普及指導事業の在り方全般について幅広く検討するとともに、協同農業普及事業の在り方に関する検討状況を参考にしつつ、林業普及指導事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、林業普及指導員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(ウ) 林業普及指導事業の在り方の見直し</p> <p>林業普及指導事業に係る必置規制の廃止又は大幅緩和、普及組織のスリム化、普及手当の在り方の抜本的な見直し、林業普及指導事業交付金の一般財源化等その交付の在り方等について検討を行い、平成15年3月を目途に見直しの結論を得る。</p>	<p>平成15年度予算においては、普及事業の重点化を図ることとし、交付金について、対前年度比9.3%縮減している。</p> <p>普及事業の今後の在り方を検討するため、平成14年9月に学識経験者等第三者からなる「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会」を設置し、平成15年4月に改革の基本方針を示した懇談会報告をとりまとめた。</p> <p>今後、「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会」の報告を受け、協同農業普及事業の検討状況を見極めつつ具体的な措置を検討する。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>【懇談会報告の概要】</p> <p>普及職員の必置規制の緩和 普及職員の必置規制は維持。 林業専門技術員・林業改良指導員の2種類の職員を設置する現行の規定を廃止し、一元化</p> <p>普及指導区の必置規制の廃止 普及指導区の設定(次官通達)を都道府県の自主性に委ねる。</p> <p>林業改良普及手当の抜本的見直し 支給の上限(林業専門技術員8%、林業改良指導員12%)を撤廃し、都道府県の自主的支給を可能とする。</p> <p>交付金の交付の在り方の見直し 事業の重点化・効率化による普及組織のスリム化に沿った交付金の縮減等について検討。</p>	<p>林業普及指導事業交付金 36億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>水産業改良普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討に着手】 水産業改良普及事業の在り方については、協同農業普及事業や林業普及指導事業の在り方に関する検討状況を参考としつつ、関係者の意見も聴取して、今後の水産業改良普及事業の在り方全般について幅広く検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、水産業改良普及員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(イ) 水産業改良普及事業の在り方の見直し 水産業改良普及事業に係る普及組織のスリム化、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し、水産業改良普及事業交付金の一般財源化等その交付の在り方等について早急に検討に着手し、平成15年4月を目途に見直しの結論を得る。</p>	<p>平成15年度予算においては、普及事業の重点化を図ることとし、交付金について対前年度比9.3%縮減している。</p> <p>平成15年2月24日、第1回目の「水産業改良普及事業の在り方に関する懇談会」を開催し、水産業改良普及事業の基本的役割、見直しの必要性、基本的方向、具体的方策、国の役割の在り方等について検討している。近日中に報告がなされる予定である。</p> <p>(農林水産省)</p>	<p>水産業改良普及事業交付金 6.4億円</p>
<p>農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】 農業委員会に関する懇談会において、市町村合併の進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織の在り方について検討を行う。</p> <p>なお、当会議としては、農業委員会制度そのものは存置しつつ、現在の農業委員会の設置について市町村条例による選択制への移行等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、農業委員会交付金の一般財源化を図ることを検討するよう提言している。</p> <p>農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意見があるが、その場合においても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、交付金の一般財源化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(オ) 農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の見直し 農業委員会の必置規制の撤廃又は大幅緩和、農業委員会委員定数の</p>	<p>平成15年度予算においては、活動・組織の効率化を図る観点から、交付金は前年度比9.3%縮減している。</p> <p>昨年10月に設置された「農業委員会に関する懇談会」において、農業委員会の活動、組織等について幅広く検討を行い、本年4月に、農地をめぐる担い手及び地域の課題に絞り込んだ活動の重点化、市町村の立地条件等を反映した組織のスリム化等を内容とする報告書が取りまとめられた。この報告を受け、今後、具体的な措置を検討する。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>【懇談会報告書の概要】 1. 組織のスリム化 必置基準面積の大幅な引上げ 農業委員会を置かないことが出来る小規模農業委員会の必置基準面積(現行：都府県90ha、北海道360ha)</p>	<p>農業委員会交付金 116億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>削減、小規模農業委員会の廃止を含む設置の見直しや広域連携による事務の効率化の推進及び農業委員会交付金の一般財源化等その交付の在り方等について検討を行い、平成 15 年 3 月を目途に見直しの結論を得る。</p>	<p>の大幅な引上げ</p> <p>農業委員数の大幅な削減</p> <p>ア．市町村合併の進展に合わせた定数削減の推進</p> <p>イ．市町村の実情等を反映した選挙委員法定定数（下限：10 名）の見直し</p> <p>ウ．小規模農業委員会の設置の見直しの推進</p> <p>2．交付金の交付の在り方の見直し</p> <p>市町村合併に伴う農業委員会数の減少を踏まえ、組織のスリム化、効率化に沿った交付金の縮減を検討。</p> <p>市町村合併等に対応した交付金の配分基準割合の見直し。</p>	
<p>農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進【平成 14 年度以降逐次実施】</p> <p>農地面積の小さい市町村の農業委員会について、市町村の自主的組織権を尊重しつつ、その廃止を含めた見直しを推進する。それ以外の農業委員会においても広域連携を積極的に推進する。</p>	<p>小規模農地面積市町村における農業委員会の設置の見直し及びそれ以外の農業委員会における広域連携を積極的に推進することとしている。</p> <p>平成 15 年度においては、広域連携による現地活動強化等を図るための予算を計上し、具体的な取組を更に推進することとしており、平成 15 年度段階での広域連絡協議会の設置は 100%となる見込みである。 (農林水産省)</p>	<p>農業委員会活動強化対策事業 2.9 億円</p>
<p>農業委員定数等の組織の適正化等【平成 14 年度以降逐次実施】</p> <p>農業委員定数について、農家戸数等の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進するとともに、市町村合併に併せた農業委員定数等の組織の適正化と市町村合併後の農業委員会の運営の円滑化を積極的に推進することとし、所要の措置を講ずる。</p>	<p>市町村合併の進展に合わせた都道府県農業会議による事前の助言・指導、本年 4 月に取りまとめられた「農業委員会に関する懇談会」の報告書等をもとにした取組みにより、農業委員定数の適正化を一層推進することとしている。(農林水産省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>食品安全基本法(仮称)の制定【平成 14 年度中に検討、次期通常国会に所要の法案を提出】</p> <p>消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法(仮称)を制定し、同法において、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定し、実施する責務を有する旨規定する方向で検討する。</p> <p>地方公共団体の機関を含めたリスク管理を担当する行政機関間の連携を強化するための具体的な仕組みを設ける。</p> <p>これらを踏まえ、食品安全基本法に則し、食品の安全性に関わる関連法について検討し、所要の改正を行うものとする。</p> <p>BSE対策等に関連し、農場段階において検査を実施する家畜保健衛生所と食用として出荷する段階において検査を担当する食肉衛生検査所の連携・強化を推進するとともに、地方公共団体が自主的な取り組みとして、家畜保健衛生所の獣医師とと畜検査員である獣医師の人事交流や兼務、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能であることについて、周知徹底を図る。</p>	<p>【食品安全基本法及び関連法の改正について】</p> <p>平成 15 年の通常国会(第 156 回常会)に、食品安全に関する基本的方向や食品安全委員会の設置について定める法案(食品安全基本法案)を提出している。(内閣官房)</p> <p>農林水産省関連では、農林水産省設置法改正案、HACCP 手法支援法改正案、牛トレーサビリティ法案、食品安全関係整備法案及び飼料安全法改正案の 5 法案を、今通常国会に提出している。(農林水産省)</p> <p>厚生労働省関連では、食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案の 2 法案を、今通常国会に提出している。(厚生労働省)</p> <p>【家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の連携・強化等】</p> <p>地域連絡協議会の設置を要請する通知の発出、「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の改正(今国会提出中)等により、食の安全確保に向けた情報の共有化等、一層の連携強化を推進している。</p> <p>また、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能である旨各都道府県畜産主務部長あてに平成 15 年 3 月 19 日付けで通知を发出するとともに、各都道府県畜産主務課担当者を対象とした全国会議の場を通じて、同趣旨及び内容について周知徹底を図っている。(厚生労働省・農林水産省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>【地域間の競争を促す国の中小企業政策等の在り方の観点からの具体的措置】</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(2) 地域間競争を促す国の中小企業政策等の在り方について</p>		
<p>全国的規模・視点で行われることが必要な政策、競争条件の整備等に国の役割を重点化【逐次実施】</p> <p>産業政策の一環として、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、全国レベルの高度な技術を有する中小企業への技術開発支援、地域間の自由な競争を促進するため、中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行われることが必要な政策、中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等に国の役割を重点化していく。</p>	<p>産業政策の一環として、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、国の役割を重点化していくこととしており、平成 15 年度においては、国と地方の役割分担について精査を行い、地方公共団体に対する補助金等を 2 割程度削減する等既存経費の節減・合理化を行うとともに、以下の視点について国の役割を重点化する措置を講じている。</p> <p>全国レベルの高度な技術を有する中小企業への技術開発支援への重点化</p> <p>平成 15 年度予算において、新たに中小製造業の基盤的・戦略的分野(金型・ロボット部品分野)の技術開発プロジェクトを集中的に支援する。</p> <p>中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行う施策</p> <p>平成 15 年度予算において、新たに中小企業と企業等 OB 人材のマッチングや中小企業の後継者探し、事業売却の支援を全国規模で展開するため、ニーズを持つ中小企業と OB 人材、後継者人材、M&A 取得企業等に関する情報を集積・提供するデータベース等を構築しネット上で公開・運営等を実施する。</p> <p>中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等 昨今のサービス経済化の状況に対応して、サービス業</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
	<p>等に係る下請中小企業を対象業種として追加するなど、下請振興対策の拡充強化を図るため、「下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出している。</p> <p>平成15年度予算については、速やかに執行に移し、中小企業にとって使いやすい施策となるように努めるとともに、今後とも、国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針等を踏まえ、適切に対応していく。 (経済産業省)</p>	
<p>地方公共団体に対する中小企業関係補助事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】</p> <p>中小企業に関する国と地方の役割分担を精査して、国の役割を重点化し、中小企業に係る国の補助金を全国的規模・視点への集中を図るなどにより、地方公共団体に対する補助金の廃止・縮減、一般財源化を図る。</p>	<p>平成15年度予算においては、国と地方の役割分担について精査を行い、全国的規模・視点で行われることが必要な施策等に国の役割を重点化していくとともに、地方公共団体に対する補助金等について、執行状況等を踏まえ、既存経費の節減合理化を行い、前年度予算に比べ2割程度削減している。今後においても、基本方針等を踏まえ、適切に対応していくこととしている。(経済産業省)</p>	
<p>小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知【措置済み】</p> <p>平成12年1月に小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の都道府県に対する債権の取扱いの明確化のための措置が講じられたところであり、平成14年5月の全国担当者会議においても周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。</p>	<p>平成14年度については、5月の全国担当者会議で、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知徹底を図っているが、平成15年度においても、担当者会議等の場でその周知徹底に努めることとしている。 (経済産業省)</p>	
<p>高度化融資に係る不良債権処理基準の整備等役割分担の明確化とその周知【措置済み】</p> <p>平成13年12月に高度化融資に係る不良債権処理基準について、中小企業総合事業団の債権管理規程の整備による明確化が図られたところであり、平成14年7月に都道府県に対し周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。</p>	<p>中小企業総合事業団の債権管理規程を整備し、平成14年7月に都道府県に対し例規集を配布するとともに、都道府県の債権管理担当職員に対する研究会等(10回開催)を通じ、その周知徹底に努めた。今後も、中小企業総合事業団において、都道府県の担当職員に対する研究会等を通じ、債権管理の徹底に努めることとしている。(経済産業省)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等に対する、国と地方の適切な分担を踏まえた必要な措置【平成 14 年度中に検討に着手】</p> <p>特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）において、中小企業総合事業団の信用保険事業のうち機械類信用保険については必要な措置を講じた上で廃止することとされたが、小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等について、国と地方が適切に分担する観点を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成 15 年度予算において、機械類信用保険廃止後も小規模企業設備貸与制度が円滑に実施されるよう、機械保険の廃止により、貸与機関に生じ得る貸し倒れ負担に対応するため、都道府県を通じて、貸与機関に対し所要額を助成する新規の補助金を措置することとした。</p> <p>（具体的には、貸し倒れリスクについても、国が地方と同等の負担をするとの観点から、各都道府県が貸与機関に貸倒対応のための準備金補助を行う際、国が各都道府県に対し 1:1 の割合で助成するものである。）（経済産業省）</p>	<p>小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 3.8 億円</p>
<p>高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討【平成 14 年度中に検討に着手】</p> <p>高圧ガス等の保安行政については、都道府県から政令指定都市への権限移譲の要望がなされているが、地方公共団体における事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等も踏まえ、検討を行う。</p> <p>（国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針）</p> <p>(カ) 高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討</p> <p>高圧ガス等の保安行政に係る都道府県から政令指定都市への権限移譲については、行政事務の広域性・効率性・行政需要の分布・事業者負担等にかんがみ、地方公共団体における事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等も踏まえ、平成 14 年度中に検討に着手する。</p>	<p>高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲については、昨年、本件の要望元である指定都市事務局と、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等について、意見交換を行った。今後、行政事務の広域性・効率性、行政需要の分布、事業者負担等にかんがみ、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況を踏まえた上で、引き続き検討することとしている。</p> <p>（経済産業省）</p>	

治安その他

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>【警察制度についての具体的措置】</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(1) 警察制度</p>		
<p>政令定数制度等の在り方の検討【随時検討】</p> <p>国庫補助負担金、地方交付税制度、税源配分の在り方の検討に際して、必要に応じ、警察官政令定数制度の在り方、国費地方費の支弁区分の在り方、警察費補助金の在り方について、検討する。</p>	<p>* (参考)</p> <p>警察庁では、国民生活に直結する各都道府県警察の地方警察官定員の在り方について、有識者等の意見を聴取し、定員管理に関する施策に反映させることを検討している。また、警察費補助金については、予算要求に際して、所要額等についての見直し、検討を行うこととしている。(警察庁)</p>	<p>都道府県警察費補助金 305 億円</p> <p>都道府県警察施設整備費補助金 225 億円</p> <p>千葉県警察新東京国際空港警備隊費補助金 105 億円</p>
<p>警察内部組織の基準の弾力化【平成 14 年度中を目途に政令改正】</p> <p>各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、都道府県警察の内部組織の基準について規定する警察法施行令付録を改正する。</p>	<p>各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるようにするため、警察法施行令の一部を改正する政令(平成 15 年政令第 31 号)により、都道府県警察の内部組織の基準を弾力化した。警察法施行令の一部を改正する政令は、公布の日(平成 15 年 2 月 5 日)から施行した。なお、本改正を受け、平成 15 年 4 月警視庁に組織犯罪対策部が新設された。(警察庁)</p>	
<p>新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討【平成 14 年度中に検討に着手】</p> <p>国際化や IT 化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点も踏まえ、検討を行う。</p>	<p>国際化や IT 化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点も踏まえ、警察庁内部において検討している。(警察庁)</p>	

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>交通安全対策特別交付金制度の在り方の検討【随時検討】</p> <p>交通安全対策特別交付金制度については、引き続き、今後の在り方について検討を行うこととする。</p>	<p>交通安全対策特別交付金制度については、引き続き、今後の在り方について、関係各省庁で協議、検討を行う。(警察庁・総務省)</p> <p>警察庁としては、以下の理由から、国民の生命、身体等を守るという国の基本的な責務を果たすための必要最低限の国の関与の仕組みである交通安全対策特別交付金制度が必要であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として厳しい我が国の交通事故情勢や、本年1月に交通事故死者数半減達成に際して内閣総理大臣から示された交通事故死者数の更なる半減という政府目標等を踏まえ、交通事故抑止効果の高い交通安全施設等整備事業を引き続き強力に推進し、国の責任を的確に果たしていく必要がある。 ・反則金が直接に都道府県に帰属することとなると、交通違反取締りが絶えず反則金収入と関連づけて考えられ、国民に交通違反取締りの公正さが疑われるおそれがある。 <p>(警察庁)</p> <p>総務省としては、交通安全対策特別交付金制度の在り方について、地方財源化を進める方向で、関係各省庁(財務省、警察庁、法務省)に申し入れを行っている。ただし、上記のような警察庁の指摘のほか、以下のような指摘があり、現在のところ協議が整っていない。</p> <p>(法務省指摘)</p> <p>「反則金の納付は、国の司法権の一作用たる公訴権消滅の効果を持つものであり、反則金収入は性質上国に帰属すべきものとの国会答弁がなされている。」(総務省)</p>	<p>交通安全対策特別交付金 822億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>【消防制度についての具体的措置】</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(2) 消防制度</p>		
<p>常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成 14 年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】</p> <p>常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第 10 条)及び救急実施義務市町村を政令で指定する制度(消防法第 35 条の 5)については、制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、法改正等所要の措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申(平成 14 年 12 月 24 日、以下同じ)も踏まえ、常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度を廃止することを盛り込んだ「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案」を、今通常国会に提出し、現在、国会において審議中である。(消防庁)</p>	
<p>消防力の基準の見直し【平成 16 年度を目途に見直し】</p> <p>消防力の基準については、市町村の消防力整備に係る指針としての性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、見直しを行う。</p>	<p>消防審議会答申においても見直しを図る方向で提言がなされたことも踏まえ、平成 16 年度中目途の見直しに向けた検討のため、地方公共団体に対して、消防力の基準に関する調査を実施中である。今後は、研究会等における検討を予定している。(消防庁)</p>	
<p>地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方【平成 14 年度中に検討し、所要の措置】</p> <p>本年 6 月の「e-Japan 重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、消防庁長官が情報通信システムの整備、運用のため必要な事項を定めるとともに、総務大臣が緊急消防援助隊の編成や施設整備等に係る基本計画を策定する旨規定する「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出し、現在、国会において審議中である。</p> <p>また、通信ネットワークのデジタル化・高機能化、防災情報の共有化とともに、法案に盛り込んだ緊急消防援助隊の施設・設備の基準についての基本計画の策定を推進することとしている。(消防庁)</p>	<p>消防補助金(高機能情報通信対応防災無線分) 15 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>消防の広域再編の推進【逐次実施】 市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、消防の広域再編を図るとともに、共同処理方式を活用した広域化を推進する。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、市町村合併の推進と軌を一にした消防機関の広域再編を進めるため、消防広域再編アドバイザーの派遣を行い、助言・指導に努めることとしている。(消防庁)</p>	
<p>地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等【平成 14 年度中に消防審議会で検討、逐次実施】 消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。 具体的には、小規模市町村における消防事務の実施体制を強化するため、市町村の自主的選択を前提としつつ、近隣市町村への事務委託の活用、同一都道府県内の政令指定都市、中核市等に対する事務委託の活用方を検討する。さらに例外的な対応方策として、都道府県が特例的に事務の一部を処理する仕組みや、人口規模や地理的・地形的要因によっては、市町村による共同処理としての基本原則を維持しつつ、都道府県が参画する広域連合の設置等も検討する。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、今後、より実地に即した検討を進めることとしている。今後は、消防本部の実務関係者等の参画を得て、具体的な事務について、より実地に即した検討を行う。(消防庁)</p>	
<p>緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成 14 年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】 市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援(緊急消防援助隊等)に対する国の役割分担(関与、財政負担等)について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。 具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について検討し、法改正等所要の措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、緊急消防援助隊を法律に位置づけるとともに、大規模・特殊災害時における国の出動指示制度の導入、編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画の策定、指示出動に伴い増加し又は新たに必要となる経費に対する国庫負担金、基本計画に基づく資機材・無線等に対する義務的国庫補助金、消防用国有財産・物品の無償使用等について定める「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案」を、今通常国会に提出し、現在、国会において審議中である。今後、さらに緊急消防援助隊の体制を整備し、平成 16 年 4 月から法定された緊急消防援助隊を発足する予定である。(消防庁)</p>	<p>消防補助金(緊急消防援助隊分) 48 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成 15 年度予算額)
<p>市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成 14 年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】 大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申も踏まえ、消防庁長官の主体的な火災原因調査や、都道府県によるヘリコプターを用いた消火・救急等の実施を可能とすることを盛り込んだ「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出し、現在、国会において審議中である。今後、必要な実施体制の整備や都道府県の支援等を推進する。(消防庁)</p>	
<p>社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成 14 年度中に検討、逐次実施】 常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、他組織との連携、教育訓練の見直し、被用者の消防活動の促進方策等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p>	<p>消防審議会答申で消防団の強化について提言を得るとともに、「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」において、より具体的な内容を盛り込んだ最終報告を得た。この報告内容を踏まえ、消防団活動の充実強化について、地方公共団体あてに通知を発出(平成 15 年 3 月 18 日)している。さらに、施策の具体化を推進するとともに、事業所と連携した消防団活動等、今後の消防団の在り方について、引き続き調査、検討を行う。(消防庁)</p>	<p>消防補助金(消防団分) 16 億円</p>
<p>救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)に係る国における制度の検討【平成 14 年度中に検討し、所要の措置】 救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、本年末を目途にとりまとめ、所要の措置を講ずる。</p>	<p>「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書、消防審議会答申により、平成 15 年 4 月より「医師の指示なし除細動」を実施、平成 16 年 7 月を目途とした気管挿管の実施、薬剤投与については平成 15 年中の出来るだけ早期に検証し早期実施を目指すこととされ、実施に向け、必要な検証や、カリキュラムの見直し・拡充、高規格救急自動車、必要な資機材の整備等を推進する。(消防庁)</p>	<p>消防補助金(高規格救急自動車及び資機材分) 10 億円</p>

事務・事業の在り方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成15年度予算額)
<p>【その他の分野についての具体的措置】</p> <p>(国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針)</p> <p>(3) その他</p>		
<p>地方自治法上の法定局部数の廃止【次期地方自治法改正の際に併せて実施】</p> <p>都道府県の局部・分課に関する規制については、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、局部数の法定制度を廃止する。</p>	<p>都道府県の局部数の法定制度について、都道府県の局部について設けられている法定局部数の制限及びこれに伴う事前届出制を廃止し、地方公共団体の内部組織は、簡素かつ効率的なものとなるよう定め、その基本的事項は条例で定めることを盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成15年3月17日)している。(総務省)</p>	
<p>CATV許可権限の在り方の検討【逐次検討】</p> <p>CATVの許可権限については、地域の実情を把握している都道府県に移譲すべきとの意見がある一方で、放送政策全体との整合性、高度・専門的な技術知識の必要性、広域的事業展開の進展等の要素も考慮すれば引き続き国が行うべきとの考え方や、規制緩和の観点からの検討が必要との考え方があることを踏まえ、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行う。</p>	<p>有線テレビジョン放送法に関する各種手続に要する期間の短縮等による事業者の負担軽減を図り、及び、許可事務に際して関係都道府県の意見の一層の尊重を図るために、CATVの許可等に係る標準処理期間の短縮、許可に際しての都道府県知事の意見の一層の尊重について訓令、通達の改正等を実施し、これについて関係会議での説明等、地方公共団体に対する周知を実施している。(総務省)</p>	